

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成17年3月15日

議 会 事 務 局

目 次

民生常任委員会

3月15日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	3
委員会記録署名委員の指名	3
議案第20号、議案第30号、議案第33号、議案第34号、議案第35号所管分、議案第38号、議案第39号、議案第41号及び議案第42号の審査	3
質疑（藤浦委員、上村委員、原田委員、山下委員）	
議案第7号の審査	19
質疑（藤浦委員、山下委員）	
議案第24号所管分及び議案第47号の審査	21
質疑（藤浦委員、上村委員、山下委員）	
議案第31号の審査	25
議案第3号、議案第4号、議案第11号及び議案第43号の審査	25
補足説明（保健福祉部長）	
質疑（藤浦委員、山下委員、上村委員）	
議案第8号及び議案第14号の審査	45
質疑（藤浦委員、山下委員、上村委員）	
採決	59
閉会の宣告	61

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成17年3月15日(火) 午前10時 開会
午後4時47分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 川口純子 副委員長 古谷博子 委員 藤浦雅彦
委員 上村高義 委員 原田平 委員 山下信行

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 助役 小野吉孝
生活環境部長 前田宜伸 同部次長兼自治振興課長 大場房二郎
同部参事兼産業振興課長 阿久根俊二 同課参事 川上孝也
環境センター長 五里江路人
保健福祉部長 堀口賢司 同部次長兼福祉総務課長 葭中 勉
同部参事兼健康推進課長 福永富美子 同部参事兼国保年金課長 佐藤芳雄
健康推進課参事 前川 進 高齢者障害者福祉課長 登阪 弘
介護保険課長 井口久和 こども育成課長 山本和憲

1. 出席した議会事務局職員

事務局主幹 上 清隆 同局主幹 船寺順治

1. 審査案件(審査順)

議案第1号 平成17年度摂津市一般会計予算所管分
議案第9号 平成16年度摂津市一般会計補正予算所管分
議案第20号 摂津市斎場条例制定の件
議案第30号 摂津市立児童センター条例の一部を改正する条例制定の件
議案第33号 摂津市民文化ホール条例の一部を改正する条例制定の件
議案第34号 摂津市立市民ルーム条例の一部を改正する条例制定の件
議案第35号 摂津市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件所管分(市立小川自動車駐車場に関する部分)
議案第38号 摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件
議案第39号 摂津市立休日応急診療所条例の一部を改正する条例制定の件

- 議案第41号 摂津市墓地条例の一部を改正する条例制定の件
議案第42号 摂津市立葬儀会館条例の一部を改正する条例制定の件
議案第7号 平成17年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
議案第24号 重要な公の施設に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分
(環境センター及び総合福祉会館に関する部分)
議案第47号 摂津市総合福祉会館条例を廃止する条例制定の件
議案第31号 摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第3号 平成17年度摂津市国民健康保険特別会計予算
議案第4号 平成17年度摂津市老人保健医療特別会計予算
議案第11号 平成16年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算
議案第43号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
議案第8号 平成17年度摂津市介護保険特別会計予算
議案第14号 平成16年度摂津市介護保険特別会計補正予算

(午前10時 開会)

○川口委員長 ただ今から、民生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会記録署名委員は、山下委員を指名いたします。

先日に引き続き、審査を行ないます。

議案第20号、議案第30号、議案第33号、議案第34号、議案第35号所管分、議案第38号、議案第39号、議案第41号及び議案42号の審査を行ないます。

本9件については、補足説明を省略して質疑に入ります。藤浦委員。

○藤浦委員 まず、議案第20号の指定管理者の関連、指定管理者制度の導入に伴う件で斎場の条例制定の分ですが、別府斎場ですけども、これは火を使って焼いていくというふうな施設で、結構、傷みが早いし、炉の部分についての傷みが早いので、定期的に点検なり補修をしていかなあかんというふうなことになると思うんですけど、指定管理者制度が導入をされたときには、責任の範疇ですね。これが、どのように移行するのか。

以前に、使用されているときに、耐火レンガが崩れて非常に迷惑をかけられたようなことも事例があったというふうにお聞きしてはいますが、そういうふうなことについての管理とか、責任とか、そういうものについてはこの制度が移行されると、どう変わっていくのか、変わらないのか。

それから、これは本来、ちょっと法の改正案ではないので、直接は関係ないんですけど、答えていただけるなら答えていただきたいということで、別表のところに使用料が書かれています。市外が4万5,000円、これは数年前に上げていただいたという経緯があるんですけど、経費上、これは使用する際に当然、公費

を使って焼却をしていってるということになるわけですけども、この4万5,000円というのが、どの程度のものになるのか。

要するに、他市から受け入れて使用すれば、その分プラスになるのか。空いているのであれば使っていただくことによって、その運営経費が、そこで賄っていきけるようなものなのか。それとも使用していただければ、それでも何らかの公費を、運営経費を突っ込んでいかなないとできないのか。要するにマイナスになっていくのか、プラスになっていくのかという観点で、ちょっとわかりにくいんですが、結構、大阪市なんかはもう少し高い値段になってますし、摂津市は周辺の中ではちょっと安価であるというふうなこともお聞きしています。

これは金銭的な管理上、これは試算をされたことがあるのかないのかわかりませんが、人件費やら、電気代やら、ガス代やら、何もかも全部突っ込んで、建物の減価償却とか、そんなのも含めてどんどん使っていただいた方がプラスになっていくのか、マイナスになっていくのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、議案第30号、児童センターの条例の改正の分ですが、ちょっと一般会計のときにも言いましたけども、センターそのものの安全対策というものについては、いろいろやられてるというふうには思いますけども、条例の委託管理、中にはそういうのは含まれていないというようなこともありまして、指定管理者制度導入で、指定管理者と契約する際には、どんなふうな考え方なのか。盛り込んだ方がいいような気もするし、また違う部分で、そういう部分は契約なり、何なりするようなことになるのか。

安全対策については、この制度ではど

うなっていくのかというのを一度、見解を教えてください。

それから議案第33号、市民文化ホール条例の一部を改正する条例の中で、文化ホールの隣に展示ホールが設置をされていますね。それから、中の照明等の操作については別の業者さんが入ってられて、その操作をされているというふうなことになります。この辺の別の業者さんがやられてる照明や音響の部門の扱いは、この管理者指定制度では、一緒にそれもセットでやっていかれるのかということとか。

それから、今の展示ホールの部分の管理については、この条例に全部含まれてしまうのかどうかということをお教えいただきたいと思います。

それから議案第34号、ふれあいルームの条例ということでいくんですが、これは福祉会館が閉館されることに伴って行なわれますが、図書室と消費生活相談ルームも同じ場所に設置をされるということになるとは思いますけども、このふれあいルームのこの条例では、この市民ルーム条例の中では、そのことは扱われないのでしょうかということをお願ひします。

議案第38号、保健センター条例の一部改正ということで、これもとりあえず18年からスタートするけども、18年から5年間は現行体制ということらしいですが、この間、答弁ありましたが、財団法人保健センター、これは職員がいらっしゃいますけど、実際にこの経過措置、5年間したときに、例えば入札なり何なり、指定管理者制度の導入で入札するなりしたときに、そのセンターの職員さんなんかの考え方は、どう整理されていくのか。

今、まだこれからということかもわかりませんが、ちょっとこの辺とあわ

せて、今、考えられているお考えをちょっと教えてください。

それから議案第39号、市立休日応急診療所条例で、これも同じく管理委託制度の件ですが、これは現行は一応、現行どのような体制で今やられているのかということをお教えいただけますか。

議案第42号の市立葬儀会館条例の一部改正ということで、これは先ほどの斎場の分と、もともと一緒だった条例を分けてられますが、この分けられるということについて、もう少し説明をお願いしたいと思います。以上、お願いします。○川口委員長 答弁をお願いいたします。

前川参事。

○前川健康推進課参事 それでは、条例第20条の火葬炉の傷みが早い施設の方でございますが、補修は3年に1回行なっております、その内容は耐火レンガの積みかえをしております。

それと、責任の範疇ということでございますが、一応、施設の運営については指定管理者をお願いをし、施設そのものについては市の方で責任を持ちたいと思っております。

事故等があったときは、もちろん市の施設でございますので、こちらの方は市の方で対応することになると思います。

それと、使用料で市外の方は4万5,000円というのは、北摂では、開設した当時は摂津市が一番高かったんでございますが、箕面市ができてから箕面市の方が5万4,000円ほどになっておりますから、北摂では2番目になっております。

それと、負担の積算でございますが、市民1万5,000円の使用料を大体3分の1程度を市がもつような形でとっております、それが1万5,000円になってたんでございますが、あと市外の

方については別に火葬炉があいておれば、いつでも使っていただくという形で、ただ市民の方が、もし使えなくなった場合も考慮いたしまして、一応使用料は3倍にさせてもらっております。

それと、議案第42号の葬儀会館条例の方でございますが、斎場に関する条例自体がなかったもので、これ、市営葬儀条例の中に斎場が含まれておりました関係で、指定管理者制度を設けるとなると、その中に入れることが適当ではないということで、その斎場部分を抜き出しまして、新しく議案第20号の斎場条例を制定したものでございます。

○川口委員長 大場次長。

○大場生活環境部次長 文化ホールの展示室の照明等の業者が別の業者に入っているけどもということで、その取り扱いでございますが、指定管理者制度におきましては、従前と同様、業務の範囲について個別の業務、清掃とか、いろんな保守点検、維持管理については第三者に業務を委託することができるとなっておりますので、引き続きそのまま業務をお願いすると。指定管理者をお願いするという形で、条例の第3条にもございますように指定管理者が行なう業務の中に付属設備の維持管理ということがございますので、その維持管理について第三者に委託するという事は可能であると考えております。

それと、ふれあいルームの図書室と消費生活相談ルームの扱いでございますが、これは福祉会館の閉館に伴いまして、図書室をそのまま移転するという事になりますので、これについては特に条例上、特に明記しておりませんが、明記しておらないということで結構やと思います。

あと、消費生活相談ルームも同様ということでございます。

○川口委員長 山本課長。

○山本こども育成課長 児童センターに指定管理者を導入する際に、安全・安心というところを計画書等に載せていくのかというご質問だったと思います。

現在のところ、我々といたしまして、今現在、事業団の方に委託をお願いしております。その中で、現職員の中で安全管理について、いろいろと子どもに注意を払っていただいたり、センターに訪れる大人の方については、特にお声をかけるようにというようなことをお願いしております。

また、公募等で指定管理者を選ぶ際には、当然、事業計画書の中の安全管理、お子さんのいろんな、火災も含めたいろんな安全管理のところを要件の1つとして選定していきたいというふうに考えております。

○川口委員長 福永参事。

○福永保健福祉部参事 保健センターの5年間終了後の職員についてでございますが、現在のところは現行の委託事業者に5年間の指定管理をお願いする方向で考えておりますが、5年間終了後につきましては、この5年間で経営体制の見直し等をしていく中で、他の業者と競合して、勝ち得る事業者となつていただきたいと、そのような指導をしまっている考えでございます。

それから、休日応急診療所の現行体制でございますが、日・祝日及び年末年始に小児科のみ診療いたしております。

職員の体制は、事務職1名、小児科ドクター1名、薬剤師1名、看護師2名という体制で実施しております。

○川口委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 まず最初、20号の斎場の条例の件ですが、管理の分もまあまあわかるわけですけども、ちょうど使用され

ているときに壁が崩れてご遺体の上に乗ってばらばらになってしまったという事故があったらしいですが、それもやっぱり維持点検、点検管理も責任があると思うんですね。管理も、やっぱり管理委託ですから、それがそういうふうにならないかとかいうことも含めて管理をせなあかんという部分もあるので、そういう部分はしっかり、ちょっとこれから検討していただく中で、やっぱりそういうことの起こらないように、しっかり管理をするということも含めて検討を、管理委託に移行する際には考えていただきたいなということをこれは要望しておきたいと思えます。

それから、先ほどの料金の話は、3倍にされた、なるほど3倍、じゃあその3倍の根拠は何なのかということをお聞きして、もうそれは逆に市民に還元できると。施設を使っただけで、その分、市民の出してる税負担の部分を、税に負担する部分を薄まっていくんですわというふうになるのかということをお聞きしたので、試算をそこまでされてないのかもわかりませんが、一遍これ、そういう管理費とか、光熱費とか、人件費とか、全部出して、この4万5,000円というのが、その減価償却も含めた部分では妥当なものなのかどうなのか、一遍調べていただきたいと思えます。

大阪市なんかは6万円ぐらいとってるといふふうにお聞きしておりますけれども、それで例えば1体扱えば5,000円ぐらいプラスになっていきますと言うたら、どんどん稼働させて使っただけでいいなと。逆に他市の人に利用していただくのに税金を投入せなあきませんねんと、何ぼかでも、1,000円でも2,000円でも税金を投入せなあきません

ないんですということであれば、やっぱり考えていかなあかんと思うんです。費用負担についても、これは市民なら税金をいただいているので、これはその辺は、まあ考え方があると思うんですが、市外の人であれば、これはちょっと考え直さなあかんというようなこともありますので、これは一遍調べておいてください。これは要望しておきます。

それから30号ですが、これはしっかりと、その辺の安全管理の面、ますますこれから重要になってくると思えますので、指定管理者制度が導入されて、違う方が受けられても、それはさらに安全管理の部分は向上して、しっかり市として対策をしていけるような体制だけは、しっかりと考えておいていただきたいなというふうに要望しておきます。

それから、33号。これは、横の展示室も一緒に指定管理者ということで委託してしまうということですね。わかりました。あと、その設備、私たちもいろいろ使わせていただくんですが、今はあるのかもしれませんが、スクリーンの大きないいのがあるんですけど、プロジェクターのいいのがないんですね、今の文化ホールには。今も多分ないんだろうと思うんですけど、各市のホールなんかは、もう結構備えてるんですね、プロジェクターのちょっと大きなやつですな。そんなも含めて、これは、どこから費用が出るかわかりませんが、今後、そういう大型プロジェクター設備の設置も考えていただきたいなと、これは要望しておきます。

38号の保健センターの分です。これは民間にも競合できるような効率性を上げるようなことをしっかり指示していきますということで、頑張っていくと。頑張っただけでいいと思うんです。

果たして、だからといって例えば、じゃあ実際に入札をして、違う業者に管理委託なりますよね、変えられるんですか、これ。もう、あきませんねん、解雇しますわと、こういうことが可能なのか。不可能であれば、とにかくもう頑張らせて、もうそこに委託を続けていくしかないんやというふうなことになるのか、ちょっとこの辺がようわからんところで、指定管理者制度から民間団体に委託するときに、例えば施設管理公社みたいないろんなものをやってる組織であればわかりますけど、これ、センターは多分センターに雇われてる職員ですよ。だから、移行すれば、例えば移行したところに、またその人たちを雇ってもらうことにするのか。これ、実際できるのかということがあるんですが、その辺だけ見解を教えてくださいたいと思います。

○川口委員長 福永参事。

○福永保健福祉部参事 保健センターを指定管理者制度に載せるかどうかということは、かなり内部でも議論いたしました。指定管理者制度で、全く民間と同等での入札等々には、かなり困難な中身を含んでいるというふうに原課としても認識しておりまして、政策推進課等ともかなり議論を重ねたんですが、現行、半民間で委託をしているという状況の中で、では指定管理者制度に載せないという方向性が見いだせるかという逆説的な検討をしましたときに、指定管理者制度に載せないという結論には達さないのではないかという結論に達しました。

そして、先ほどのような答弁になったわけなんですけど、指定管理者制度の目的そのものが民間と競合させることだけに目的があるのではなく、今の経営状況の中で、より内容を濃いものに、そして委託費等々は少なく、そういう目的もござ

いますので、そこのところを重視しながら先ほどのように今後の、より内容のいいものを実施していただける方向で指定管理者制度にのせようという結論に達しましたので、実際には5年後に公募をしましたときに、今の保健センターに委託している内容のものをうちがやれますというて手を挙げてくださるところがあるかどうか、そこもかなり疑問には感じております。

その事態が起こったときには、こちらの仕様書等に答え得る内容で判断をいたしたいと思っております。

○川口委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 大変難しいという課題もたくさんあるように思うんですけど、それはもう、この5年間でしっかり整理もしていただく中で、今まで、私たちも出資団体とか関連団体、これについては、しっかりとこの改革をしていただきたいということでは要望してきておりますので、そういった意味では、しっかりと私たち見守っていきたいと思いますし、しっかり確かに効率よくなった、変わったなと言えるような改革ができるように頑張っていたいただきたいなど。

これは、今の保健センターだけではなくて、例えば児童センターを管理してます福祉事業団なんかも同じですけども、しっかり全体的に見守っていきたいと思いますので、頑張っていたいただきたいと思えます。これは要望しておきます。

○川口委員長 ほかにございませんか。

はい、上村委員。

○上村委員 今の藤浦委員の質問に関連する分もあるんですけども、今回、指定管理者制度が導入されたということで、地方自治法が変わって、それに伴う事務手続きで今回、4月に条例改正すると。

実際、これから煮詰めて10月ごろに

指定先を決めていくということで、来年の予算にはその予算が反映されるということになります。

この指定管理者導入の目的が、これは総務省通知でいくと、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を図ることを目的とするという総務省通知があって、これを受けて摂津市でも今回、条例改正していくということでありませう。

先ほど保健センターの指定管理者制度の影響の話がありましたけれども、この目的が先ほどの話で、要は、総務省は最終的に経費の削減を図ることを目的としますよと言っとるんですよ。

摂津市の場合、これを受けて、今のこの中で5年間、先ほど福永参事の話だと5年間、現状の体制でいって、ただ契約だけはしていくという話でしたよね。それで、実際経費が削減できるのかなということと、これは摂津市の考え方を述べたのが平成16年12月に出されてますよね。

この制度導入の方針の第3項目目に円滑な移行のための考え方ということで、これも制度を導入するにあたって、今現在管理している団体に引き続き管理を行なわせることが適当と判断する施設については、当該団体を指定管理者とすることを原則としますというふうに書いてるんですよ。

だから、現在やってる施設管理公社やったら、施設管理公社にそのまま移行しますというふうに書いてるんですよ。

いや、別にそれでもいいんですけど、今回、指定管理者制度にして、門戸を開いたんですよ。公であろうが、民であろうがいいんですよ。どっちでもいいんですよ。

すよと。だから、摂津市独占のものを民にも開放して、民の方も来てくださいと。別に公であってもいいんで公でも来てください。

ただ、安い方、効率的なサービス、市民に対してそういうサービスができることを摂津市としては決めていきますということが本論であって、そのことについて、これ全体的にわたり、指定管理者制度に伴う条例改正について、これ、だれに質問したらいいのかわかりにくいんですけども、第20号について所管してる課の方に代表して、部長でもいいし、基本的な考え方のところなんで、そのことについてどう考えておられるのか、一度、お聞かせ願います。

○川口委員長 堀口部長。

○堀口保健福祉部長 指定管理者制度の導入につきましては、経費節減が大きな目標でもあるわけですけども、その有効な手法の1つとして指定管理者制度というのが考えられておるわけです。

そして、現在、管理委託を実施している団体に引き続き管理を代行させることを今、予定してます。あくまで5年間という、5年間というのは法的にはしばらくはされておませんが、余り長いのも問題がありますし、余り短いとサービスの提供や、慣れていただくという部分でも少し問題があるから、一応なところが5年間というような方針で、摂津市の場合は定めております。

その中で、これにつきましては必ずしも、すぐに経済的な経費の節減が図れるかどうかというのは、まだ疑問視されております。しかし、指定管理者制度を導入するということは、同じサービスなら、より少ない経費で、そして同じ金額なら、よりよいサービスが提供できるであろうという方向を持っております。ですから、

指定期間は5年としておりますけれども、5年後、あるいは6年ぐらいになるんですけど、その更新時には公募による指定も想定しております。

そして、その間に民間事業者等の競争にも耐え得るような団体に対して経営改善を促していきたいというふうなのが基本的な考えでございます。

それと、先ほどの件なんですけれども、あと修繕はどうすんねんという部分があったと思うんですけれども、小規模の日々の維持管理に必要な修繕程度は、これはもう指定管理の事業者にお願いしますが、大規模修繕となりますと、やはり市がもつべきではないかなと考えております。

○川口委員長 上村委員。

○上村委員 今、答弁ありましたけども、今回、指定管理者制度の導入に伴い条例改正を出されましたけども、あくまでも僕は経費の削減が図れないと意味がないと思うんですよね。

今回、これに伴う条例改正等がたくさんありますけども、最終的に経費削減が図れないと、この意味が全然ないし、別にしなくてもいいんですよ、これだとね。

総務省の多分思いは、そういう経費削減を今回、指定管理者制度を通じて地方自治体にも経費削減を図る手だてを上げたと思うんですよね。それをうまく利用してもらわないと、5年間だと19年には摂津市は、赤字再建団体と言われてるときに5年間もほっといて、いいんですかというのがね。1年だとわかりますよ。1年間、こういう体制でいくということであればいいんですけども、5年間も今のままでいくということは、1つも経費削減は図れないんじゃないかなという気がしますし。ただ、10月に契約しますんで、その時点で契約金額を決めるということは、削減した金額で決めることで

あれば5年間削減した金額になりますよね。それだと目的を達成するんですけども、今、例えば議案第20号で摂津市斎場の条例を制定しますよね。この斎場にかかっている経費というのは、年間幾らかかっているかという、この契約金額は例えば幾らになるんですかということ。もし、ほかのところも本当は教えてほしいんですけども、一例として言えば、摂津市の斎場条例に伴う、今、斎場にかかっている経費は幾らなんですかと。

それが多分契約金額になりますよね。それが5年間、ずっと据え置くことになりますし、今回、10月にそういう金額を下げられるのであれば下げることが目的を達成することですし、そのことについてどうでしょうか。斎場条例の今かかっている経費を把握されてるのかどうか、お聞かせ願います。

○川口委員長 前川参事。

○前川健康推進課参事 今現在、管理運営委託料で経費を出しておるんですけども、15年決算で2,173万6,851円が1年間の金額です。

だから、指定管理者に移行いたしましても、これが基準になると思っております。だから、ふえることはないと思うんですけども、どの程度削減できるかというのは、今現在では、この経費のほとんどが人件費でございますので、施設管理公社で従事される方の年齢にもよって変わってくるかと思うんで、実質は管理委託経費の範囲内で行なうということでございますので、ふえることはないと思いますので、一応は削減できるとは思います。

○川口委員長 堀口部長。

○堀口保健福祉部長 この指定管理者の指定に当たりましては、これは行政処分の一種でありまして、契約ではございま

せん。したがって、入札の対象とはならないものと考えております。

ただ、これはいろいろ事業計画とか、公募しまして事業計画を出していただくとかいうような時点で我々の方で選定委員会、また恐らくつくっていくと思いますが、その中でこの業者がいいんじゃないかとか、内容的にサービスがいいやないかというような、いろいろな判断をして議会で決定していただくということになりますので、これは今のところ入札の対象とはならないものと考えております。

○川口委員長 上村委員。

○上村委員 我々、非常に僕らも困ってるんですけども、困ってるというか、指定管理者にする導入目的は、さっき言った総務省が経費の削減をすると、こう言ってるんですよ。

僕は、市民に指定管理者制度は何ですかと聞かれたときに、いや、これをするとか経費が削減するんですよと、できるんですよと、こう言わざるを得ないでしょ、こうなっていると。幾ら、どう削減するんですかと聞かれたときに、5年間は一緒です。えっ、それでいいんですかということが多分、今の市民感情というか、大阪市の問題とか、非常に厳しい状況で答えられないんですよ。

だから、そこをきっちり摂津市としても、この指定管理者制度を導入することによって、その総務省通知の達成目標である経費の削減ということを図っていく方向性を見出してもらわないと、今のままだと、これは市民になかなか説明できにくいですよ。

これ、実際にするのは10月なんで、10月の時点でいいんですけども、ただ10月まで我々は市民に対して、この指定管理者制度というものを説明していかなければ、説明責任があるし、今回、条

例改正がこんだけたくさんあって、このことはきっちり市民に報告しなければならないですよ。そういったときに、経費が全然削減できませんということは絶対言えない話ですし、これは経費削減をする方向で取り組んでますということをお知らせしなければならないんですよ。

そのことをきっちり、方向性を持ってもらわないとだめなんで、そここの辺の考えをぜひ聞かせていただきたいということと、今、特にライブドアとかニッポン放送の件で、今、株主という、株主に対する考え方が大分今までの日本とアメリカとの違いみたいに、やっぱり株主優先ということも言われてきてます。

我々は、やっぱり市民が株主ですよ、ある面でいくと。市民に対して、還元していく方向でないと、この指定管理者制度は、職員に対して優遇であれば、これはおかしいですよ。やっぱり市民に対して優遇になるような制度なんですよ、やっぱりこれは、そのことを市民に還元できるような方法でないと意味がないという気がしますんで、そこら辺の考えをきっちり示していただきたいというのがありますんで、再度、お答え願います。

○川口委員長 前田部長。

○前田生活環境部長 ただいまのご質問でございますが、平成15年5月に地方自治法が改正されまして、指定管理者につきまして、いろいろ検討しているわけなんですけど、18年4月から指定管理者を実施させるということで、本来はご質問がありますように18年4月から、いろんな形で、いろんな委託先を見つけて価格競争しながら市民サービスを目指すということが本来でございますが、この3年間検討してきましたのは、現在、文化ホールでいいますと施設管理公社はい

ろんなところから受託しております。その委託を現在しているところを5年間、一定継続して委託をお願いしながら市民サービスの向上を図っていくと。当然、おっしゃってますように、その中で経費削減、非常に難しいということがございますが、例えば施設管理公社でしたら退職されたあとの補充の問題とか、全体の職員の配置を見直しながら、一定、全体の委託料が下がっていくようなことを17年度中に、その業者と交渉しながら、そうしたら次、2年目どうなる、3年目はどうなるという話をしながら、一定、全体の中で経費削減に向けた努力はしていきたいというように考えておりますから、5年間、どないもできませんという意味ではないというようにご理解をいただきたいと思えます。

○川口委員長 上村委員。

○上村委員 指定管理者制度については、全庁というか、全部門にわたる話で、僕は民生常任委員会所管の分だけでお話ししましたけども、これは全庁にわたるお話なんで、ぜひ市としての考え方もやっぱりそういう方向に持っていて、そうでないと、さっき言ったように我々は市民に対して、この指定管理者制度というものの説明が、なかなかできにくいというか、できやすい状況にぜひしていただきたいということと。

6月、もう一遍議会がありますんで、それまでに、きっちりその方向性を示していただきたいなということを要望して終わります。

○川口委員長 ほかにございせんか。

原田委員。

○原田委員 議案第20号についてご質問申し上げたいと思えます。

先ほども少し出ておりましたが、摂津市の斎場条例の制定の件ということで、

指定管理者制度に伴う条例改正を行なうということでございますが、先日行なわれました委託業者との説明会に5,000円、飾りつけの使用料が下がるというような内容のご説明があったやに今聞いたわけでございますが、この条例説明、あるいは条例を見ますと、別立てで市営葬儀を使用する場合には5,000円をそれとしてちょうだいをする、ということに分けられたわけでございますが、そのことについてもう少しご説明をいただきたいなと思っております。

確か、これは市営葬儀条例の方に記載がされておったのかなというように今思うんですが、そのご説明をちょっといただきたいと思えます。

○川口委員長 前川参事。

○前川健康推進課参事 この前の業者の説明会でやった5,000円ほど下がるというのは、この市営葬儀条例じゃなしに、メモリアルホールの市営葬儀の委託料のことなんですけれども、実質はメモリアルホール、16万3,500円、これは飾りつけ使用料でございまして、メモリアルホールでやろうと、自宅及び集会所、その他のところでやろうと、市営葬儀の委託料としては16万3,500円でございます、飾りつけ使用料は16万3,500円。

業者に市営葬儀の委託料として支払う金額が、自宅及び集会所でされる場合は16万3,500円、市営葬儀の委託料としてメモリアルホールを使われておる場合は、市の祭壇をそのまま利用させますので、今まではそこから8,000円を引いた15万5,500円を委託料として支払っておりました。

ところが、今回、この施設も老朽化してまいりますし、祭壇等も傷んでまいりますので、その削りとかで昨年もいろいろ

費用がかかりましたので、このメモリアルホールですときの委託料をさらに5,500円削りまして、委託料をメモリアルホールについては15万円にするということで、その部分をおっしゃっておると思うんです。

○川口委員長 原田委員。

○原田委員 そうというような契約の変更等にあるならば、さきの予算委員会で十分ご説明をしていただかないと、それではこの当初会計で平成17年度の一般会計の予算書をいただいて、詳しくは時間の関係上、細かくは聞かれないとしても、私、チェックをいたしました16年度と委託料の変更は何ら数字的に金額も変わってないわけですね。にもかかわらず、内容的にそういうことが変わっていきということであれば、当然ご説明があつてしかるべきなんですね。

私たちは委託業者の関係の方も葬儀会館で会うわけですが、そういう状況になっているという、大変厳しい状況だということにも聞いたわけですが、委託業者の関係もあるわけですから、そういう説明を、問いただせば教えていただけないというふうな状況では、少しいかがかなというのを感じるわけですが。

先ほど42号の方で質問せよということでもあります。42号の中には、全然そういうことが書かれておらないということでもあります。従前からとってきた方式は、やはり飾りつけ使用料等については、委託料として支出行為を行うと、こういうことであつたわけですが、それについて先ほど、傷んでるからということであるならば、もう少し考えて、例えば器具の買いかえをすとか、利用者に対しての不便性というか、利用者の向上を含めてやらなきゃならないんじゃないかとい

うようにも感じるわけですがけれども、その辺、参事の方から結構ですから、部長の方からご答弁いただきたいと思ひます。

○川口委員長 堀口部長。

○堀口保健福祉部長 今回の件につきましては、我々も説明不足だったかなと思つております。今後につきましては、そういう部分がありましたら説明をさせていただきます。

○川口委員長 原田委員。

○原田委員 予算審査では、通例、長年慣行というか、続いてきている予算の執行状況でありますから、当然、私ども昨年度の数字額と、執行額を、それと、今年度の予算額も見て、どういう点が変わつておるんだと、こういうことでチェックして、そしてこれは変わってないんだなということ判断を下すわけでございます。

そういう中で、今回の場合については非常に不十分であるというふうに思ひます。質問をすれば、そういうところでご説明をいただけないということでもありますけれども、変われば変わったということで、いわゆる報告とか、あるいは何らかの形を示していただけないといけないというふうに感じますので、意見として申し上げておきたいと思ひます。

○川口委員長 ほかに、山下委員。

○山下委員 今回提案されている指定管理者制度、議会の場で論議をするというのは今回が初めてということになります。

私ども、この指定管理者制度がいわば官の仕事を民に移行するというところで、盛んに経費の縮減だとかいうことを言っておりますが、果たして官から民に移行することで、本当に市民にとっていいのかというところが問題だと思ひます。

いみじくも先ほどの保健センターの議

論でも出てまいりましたように、従来、委託しているところに委託するのが望ましいというふうな意見を持っておって、しかも5年後についてもその団体に委託をしたいと、こういうふうな意向を持っておられるということが、そのあらわれではないかというふうに思うんですね。

これは、官から民に移行することについて、何が一体我々問題だというふうに感じているかという、それは公的サービス、公共のサービスというのは、多くは人的サービスによるところが多いんですね。つまり人件費の多寡なんですよ、多い少ないなんですよ。そういうことから考えますと、このサービスの低下をもたらさず、よくするということが可能かどうかです。これは、もういろんなところで言われておりますけれども、やはり経験の蓄積だとか、専門性だとか、そういうことが大きい問題になるでしょう。

あるいは、これまでその施設を運営してきたという実績ですね。こういうことも重要な視点にならなければならないと思うんですけど、こういう点で、1つは先ほどから言っておられる、総務省は確かに複数による公募が原則というふうに言ってますけれども、公募というのは法では定められていないんですね。ここをしっかりと着目する必要があるんじゃないかと。

つまり、指定管理者を選定するということは、これは行なわれなければなりません。しかし、その選定は例えば住民が平等に利用できるとか、コストが削減できるとか、人的、物的能力の視点から検討が行なわれるべきだというふうに言っているわけですが、しかし公募の法的義務づけはありませんね。確認しておきたいんですが。

つまり、公的な責任を守っていくとか、

あるいは雇用問題、先ほども出ておりましたけども、雇用問題に対処するということになれば、これまで管理委託を受けてきた実績を評価した選定を行なうということも大きな課題ではないのかと思うんですね。そういう点で今回、5年間にわたっては従来の管理委託をしておいた団体に、それを踏襲させようというのは、これはもっともなことだし、あるいは5年後について新たに選定する場合にも、そういう業者の選定、実績を評価するという選定の仕組みということは非常に大事だというふうに思うんですが、この点はいかがでしょうか。

また、管理者を選定するにあたって、利用者やとか、住民だとか、あるいは専門家、例えば弁護士などの専門家というふうな人たちの参加を求めるということが当然だと思うんですが、5年後の課題になりますでしょうけれども、こういう点はどうお考えでしょうか。

それから、条文上でそういう点で私、幾つかの問題というか、感じるわけがありますけれども、例えばどの条例にも大体ほとんどどうたわれておりますけれども、今さっき言われておった、ここには申請者が当然あるものとしてうたっているんですが、申請がある場合だとか、あるいは審査した結果、適当と思われるような団体がないという場合には、市が、設置者が管理するというふうなことも起こり得るのではないかと。先ほども出てくるかどうかということもありましたから、そういう点も問題であろうと思います。

それから、経費の縮減ということもだいたいどこでもうたわれておりますけれども、しかしこの経費の縮減が図られるということは、必ずしもこれはサービスの向上につながるか。あるいは市民の平等の利用だとか、こういうものにつなが

るかという、そういうことが保証されないということであれば、このことは第一に掲げるべきことだというふうにいうことができると思うんですが、これはいかがでしょうか。

それから、安定して物的、人的能力を有するものであるということやうたっているんですが、そのためにはそれぞれの事業にかかわる活動の実績、先ほどからも言っていますが、専門性や技術、人材などの蓄積が確保されたものであると、確保されるものであるということが必要なのではないかと、こういう点も明確にはうたっておりませんが、そういうことから考えるということも選定をする場合、重要なことなんで、これは条例上、問題にするとすれば、そういうこともやっておくことは必要なのではないかとこのように思うんですが、いかがでしょうか。

それから、こういうことが確保されるように、例えば労働基準法などの関係法令を遵守すると。職員については、正規常勤雇用を基本として、その業務を担うにふさわしい賃金や労働条件を確保するというのも、これはやられないと、先ほどからも言っていますように、官と民との違いは一番何か、大きな問題かといえ、やはり人件費なんですね。その人件費を削減するというのは、一体どういうことによってかといえ、それは常勤、非常勤、こういう正規雇用であるとか、臨時的な雇用であるとか、こういうことによって、その業務の専門性、あるいは技術などが受け継いでいかれないという可能性もあるんですね。こういうことになったら何のための公的サービスかと言わなければなりませんから、この点でこういう点も、いいやそんなことは当然だとおっしゃるかもしれませんが、世の企業の多くの中には、いまだにサー

ビス残業といわれる労基法を違反するような雇用の形態もまかり通っております。

毎回、裁判になったり、あるいは男女平等の問題でも、つい先ごろでも裁判になったりしているということから考えると、民間の企業がこういう関係法令を遵守していると言いがたい場面も多々あるというようなことに関連して、こういうことが起こるのではないかと。

それから、ここにうたわれてない問題として、例えば市長や当該市の議員など、あるいはその家族の経営する会社は指定管理者の申請はできないというふうなことは特にうたわれておりません。こういうことは明記する必要があるんじゃないかと思うんですね。あるいは、それは選定上とか、あるいは運用上、そういうことはきちんと確保されているのかどうか。そういう大事なことは、うたわれてないんですね。これは、いかがでしょうか。

そして、これらの選定に当たって、あるいはそれらの運営の内容について、情報公開をする仕組みというものは、これは大事だと思うんですけども、この点はいかがでしょう。そういう点、お聞きしておきたいと思います。

○川口委員長 堀口部長。

○堀口保健福祉部長 まず、指定管理者制度がどういうふうに変っていくかという、まず前提なんですけれども、今回の指定管理者制度は、従来の管理委託制度と比べますと、指定管理者に施設の使用権限を与えることによって、より実態に合わせた管理運営が可能になることや、民間事業者等の発想やノウハウの活用によって施設機能の向上が期待できるであろうと。そして、業者及び設置者双方にとってメリットが見込まれるというような形で、こういう制度が導入されたと思っております。

また、指定管理者制度につきましては、現在の管理委託制度と比べまして、条例に指定の手続きや管理の基準、業務の範囲を定めることにより、公平性、透明性が担保されるなど、市民への説明責任が果たしやすい仕組みになっているというように考えております。

それと、経費の削減につきましては、なるほど人件費の部分が多いかと思いますが、先ほどもちょっと申しましたけれども、指定管理者制度導入は同じサービスなら少ない経費で、同じ金額なら、よりよいサービスが提供できることを目的としておりまして、指定を行なう団体には事前に十分、その旨の理解を求めているかと思っております。

そして、公募という形は、今のところは難しいと思っておりますが、指定期間は5年としておりまして、その更新時には公募による指定も想定しておりまして、民間事業者との競争にも耐え得るよう団体に対して経営改善を促していきたいと思っております。

それと、それを指定管理者がどのような団体が入ってこられるのかという部分につきましては、当然、我々としましては、実績があって、その事業が継続してサービス提供できると、確保できるような団体から選んでいきたいなというように思っております。

それと、実際にその場で働く人間の労働者、我々と一緒なんですけど、労働者でも、やはり我々は一番、そこのがやっぱり気になります。当然、人件費、労働条件、これがある程度、一定、その事業計画の中でも出てくると思いますが、それを見ながら、その事業者の労働条件が一定、保たれてるかとかというのは、見ていく必要もあるかと思っております。

例えば、施設に民間が入ってくる。その中で1、2年はそのまま、あと3、4年後には大きく変わっているようでは、我々としてもやはり、その指定管理者制度を決定したといいます市も、やはり経緯も見ていかないけませんので、そのあたりもそういうふうな労働条件がおかしくならないような形で見守っていきたいと思っております。

申請者が市長、あるいは議員がされるということも禁止はされておりましたが、それにつきましては今後、どういう形で決まっていくかわかりませんが、規則などでそういう部分で決めていく必要もあるのではないかなと思っております。

○川口委員長 情報公開のところ、先ほど透明性、公平性が担保されるというふうにおっしゃったんですけども、審査、申請をするときに適当な団体がない場合、市が選定するであろうが問題はないのかということとか、ちょっと答弁、漏れてると思うんですけども。

それから、住民の参加ですね。管理者を選定するに当たり、これ、住民のいろいろな参加をどういうふうにしていくのかということなんですけど、もう少し、説明いただきたいなと思うんですけども。堀口部長。

○堀口保健福祉部長 選定する際に住民参加ということでございますが、これから選定委員会というのを設けていくわけですが、その中でどういう形で、まだ決まっておきませんので、どういう形で選定委員会を設置していくのかということも含めて検討していきたいと思っております。

そして、情報公開、先ほど言いましたが透明性があると言いましたが、例えば指定管理者制度の導入に当たって、この事業者にはこういうこと、こういうこと

をしていただきますよと、はっきりとした記載ができる方法を取っていきたいと考えております。

○川口委員長 山下委員。

○山下委員 極めて不十分な答弁なんです、何でそういうことになるかという、これは摂津市で指定管理者制度というものをやらねばならないと、これは非常にいい制度だというふうに思ってるかということですよ。これが問題。

政府が提案して、総務省の方が提案して、国会で決めてきたというんですけども、地方自治の本旨からして、そうしたことも含めて自治体がいろいろ判断できるようにするというのが大事なことなんじゃないでしょうか。

私は、今聞いていますと、これはええ法律なんだと、政府のやることは何でもいいんだというような立場に自治体が立ったら、これはおかしいと。今の三位一体改革でも、地方六団体では、ものをいろいろ言うてるじゃないですか。そんなおかしいことはない、いろいろ言うてるんですね。

今回のこういう指定管理者制度についても、自治体が望んでるのか、望んでないのか、そういうことはおかまいなしに、地方自治体の運営の、そういう中身までいろいろとものを言ってくると。それが、これまで築き上げてきた地方自治の本旨を大きく阻害するという恐れもないわけじゃないと。こういうときに、いや、この制度、特に問題ありませんという立場で対処するかどうかということが問題だと。その際に、私は官と民の間で、先ほどおっしゃった、同じサービスなら、より安くと。同じ値段なら、よりよいサービスだと、こういうことを目指してると。

そら、目指すのはそうなんです、しかし、そうは必ずしもならないと。なぜ

か、民間の事業者が事業を行なう場合は利潤追求ということが第一であります。

先ほど、株主の話もありましたが、株主は損を出すような事業に投資をするわけではないんですよ。そういうことがあったら、経営者は責任追求されますよ。利潤追求というのが、第一なんです。公的なサービスを担うという住民の福祉の増進が第一じゃないんです。だからこそ、これまでの管理委託についても、かなり限定的に、いろいろやってきたはずですよ、管理委託する場合にはですね。

そういうことから考えると、今回の指定管理者制度というのが、細部がいろいろ言われてない問題もあったり、例えば政令市なんかでは、そんなん言うたかって、もう、私とこは私とこでやる言うて、指定管理者の公募などは行なわずに、これまでやってきた団体を指定管理者として定めると。公募をしないと決めているというところも多くあります。

そういうことで言うならば民間の事業者がサービスを行なった上で、まだ利潤を上げなければならないというのは、これは競争原理からしたら大変厳しいところですよ。

これまで管理委託を行なってきたところ、施設管理公社などについて、もうけを上げるということが至上命令かという、そうじゃありませんね。

指標は、経営上、財政上の問題から言えば、収支とんとんというのが望ましい形態ですよ。民間の事業者は、それではだめなんです。利潤を生み出さなければならないと。その利潤のもとになるのは何か、これは市から出される管理委託料であり、あるいは利用者からの使用料や手数料、利用料なんですね。

そういうことを原資としてしかやれないんですよ。そうすると、今までのサー

ビスだけではいかんということで、いろんなサービスやろうと、そういうことも自由にしようじゃないかというんですね。

そういうことは、行政の及ばん範囲になってしまうんですね。行政は、委託した範囲だけのことをやっておればいいというわけで、そういう基本的な問題がありはしないかと思ってるんですよ。

しかし、私はその上に立って、今回、本市がそういう状況もある中で、あえて公募ということじゃなくて、5年間は体制を維持するといったことは、それなりに大きな意味を持っているということで、それは評価してるんですよ。しかし、5年たった後に、そういうことが担保されるかと。さっき言ったような専門性だとか、技術、あるいは人材だとか、そういうことで本当に備わっているかどうかと。あるいは、公平性の確保だとか、例えば貸し館業務など、借りに来た団体にノーと拒んではいけないんですね。

そやけど、これ、実際にあることですが、我が党が集会をやると。貸し館業務で当然、申し込むと。しかし、右翼団体が来て妨害をしようとする。そういうときに安全性が確保できないからといって使用を断った例もあるんですね。公的施設の問題ですけども、そういうときにどうということになったかと言うたら、これは市を相手取ってものをいうことができますよ、裁判だって。そういうことを拒んではならないということがあるんですね。そういう公平性というか、そういう公平性を民間が維持できますかと。例えば。これ、現実に例があったんですよ。摂津市でもありましたよね。ご存じありませんか。貸す貸さないということで問題になったことがありましたよ。

そういうときに、頑として公平性を守らなあかんのですよ。体張っても守らな

あかんのですよ。そういうことも含めて、公平性というのは非常に重いものなんですよ。いや、大丈夫ですと、言い切れませうか。

指定管理者は、正当な理由がない限り、施設の利用を拒んではならないと。だいたい、うたわれてますよね。こういうこと、本当にできるのかと。そうした点は、いかがでしょうか。

それから、指定管理者の選定する委員会に、住民や利用代表を入れるというのは、今後の指定に当たっては大事なことなんではないかというふうに思うんですが、その辺をこれから検討していくというふうにおっしゃいましたけど、大体、住民参加いうて、それを否定するような自治体なんてないでしょう。そやけど、それはいかに保証していくかと、大事な問題でしょう。

今当面は、5年間そういうことでいきますから問題はありませぬ。それは1つの答えですよ。しかし、5年後には、そうは、この条例上は何も書いてないのですから、この5年後の問題としては、そういうときには、やっぱりこれ、出発するわけですから、これ、離れたら、これはもう条例が、条例文が、これが唯一の拠り所になるんですよ。

今まで、いろいろあれこれ言うとしても、これが基準になるんですよ。そういう意味では、そういうことも明記することが必要なのではないかと。いや、規則でというふうなことかもしれませんけれども、先ほどの請負問題にしても同じでありますけれども、指定管理者になることもできないというか、そういう規定も規則なんかでいいのかなというような気もするんですがいかがでしょうか。

○川口委員長 前田部長。

○前田生活環境部長 指定管理者制度に

つきましては、現在のところ各地方公共団体の取り組みが、今のところは豊富ではございません。具体的な実施に当たっていくとなりますと、今後、試行錯誤を重ねることになるというふうに思います。

ただ、今後の指定管理者制度の導入に際しましては、いろんな留意点や準備内容等、検討すべき項目を整理しながらまとめていかないかというふうに考えております。

ただ、ご質問のように、本当に地方自治法にうたっておりますような目的、住民サービスを民間のノウハウを使っていただいで向上していくという目的がございますので、その方向は当然、私ども求めていかないかというふうに思っております。

それから、ございますように経費削減をしながら市民サービスの向上はあり得ないというご意見でございますが、これもやはり私どもは経費削減をしながら、どのような市民サービスの向上ができるのかということも追求していかないかというふうにも考えております。

また、公平性の問題につきましても、一定、各施設には使用基準であるとか、取り扱い基準は設けておりますから、それを守って取り扱いしていただくというふうなことも当然でございます。

それから、経費の面につきましても、この地方自治法の指定管理者では、最終的には市民からいただく使用料等、指定管理者の歳入にして、経営していただくということでございますが、これも本市は今のところ、市民からいただく使用料は市の歳入にして、要る経費は委託業者に渡していこうということも、今のところなっております。これにつきましても、今後どうあるべきかというふうに検討されていくように思います。

それから、受託事業所の労働基準法の遵守でございますが、これも選考基準の中には運営をする団体の法令遵守ということを確認もさせていただくようにも考えております。

全体のことを申しますと、全庁的に指定管理者、今後この5年間、現在の委託先にお願いしますが、18年度から具体的な方針を出さないきませんので、余り時間はございませんが、17年度中に議会に指定のお示しができる、また、そのときにはこういう基準ですよと示してきよう努力を重ねていきたいと考えております。

くどういようですが、経費を削減しながら市民サービスの向上を私どもは追求していきたいというふうに考えております。

○川口委員長 山下委員。

○山下委員 当然のことですけれども、私は、経費は多ければ多いほどよいというようなことを言ってるわけじゃないんですよ。もちろん経費の節減に努めると。

しかし、官と民の間で決定的に違いは何かということは、先ほど言ったとおりなんですよ。利潤を生まなければならない、それから労働条件については、これは地方公務員と民間の事業者との賃金の違いと、ただそういったものだけではなくて、いわゆる正規でない雇用、パートであるとか、派遣であるとか、いろんな形態が今、横行してるわけですよ。

そういう状態に依存して、その人件費分の差を出していくという、これは民間同士では同じだから、ここは勝負にならないんですね。だから、それ勝負しようと思ったら、それはサービスの向上とか、同じ経費でも、そら、凶らなあかという競争原理が働くのは、そうです。

しかし、出発点においては、そののと

ころの土台が違うんだということを私は申し上げておるんです。

不安定雇用を原則にしているところか、正規雇用をやっているところか、そういうことによってサービスの違いがないというふうにおっしゃるのかと、そういう大きな点を言ってるわけです。

官でやれ、民でやれ、経費節減を図るのは当然だといえそうですけども、ただ経費の縮減が最大の目的というふうに言うと、これは大きく間違うと。やっぱり、地方自治の本旨は住民福祉の増進にありますから、そういうところに照らして、それに応えるものになってるかどうかということが基本だと思うんで、今後の運営に当たってそういうところでいくと。そのために、いろんな、先ほど言いましたような、例えばこれまでの安定して事業が行なわれるために、これまで蓄積してきた経験なども十分に反映させるということも大きな要素として評価をしていくということも大事なんで、そういうことを申し上げて終わりたいと思います。

指定管理者制度、そのものについてはわが党は反対でありますけれども、しかし本市が今回の指定管理者制度導入に当たって、これまでの経緯を評価して、経験や専門性や人材、いろんな面で従来の指定管理者を当面は指定したと。しかし、今後に当たっては、今申し上げましたことを基本に行なっていただくことを要望して終わります。

○川口委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川口委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時22分 休憩)

(午前11時23分 再開)

○川口委員長 再開いたします。

議案第7号の審査を行ないます。本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。藤浦委員。

○藤浦委員 過去にもご質問が出て、ご答弁されてますけれども、この摂津市内の事業所の実態というんですか、その辺のことで平成13年度時点でのことが以前には答弁されてましたが、短期労働者を雇われている、そういう事業所の割合は、当時は22.9%ということでしたが、それが平成12年3月では、いろいろ調査をされてて、中小企業事業所の経営に関する調査というのをされているんですけど、そんなんでいろいろ数字的なお示しがあったんですが、もう少し、近年でその同じような調査をされているかどうか教えてください。

それで、今回の予算で加入の予測をされておりますけども、まず一番直近の調査等で短期労働者を抱えられている市内の業者の実態、割合で結構です。わかればね。

それから、その中で、短期労働者を雇われている実態の中で、今回のパートタイマーの退職金制度、摂津市がやってる分に加入されている予測、加入されている率、これも何パーセントかわかれば。

それから、また国の中退共というのがありまして、こういう共済制度に加入されている率も調べられているのであれば、この率と。

それから、また商工連合会が退職金制度を設けてますけども、この辺で加入されてる率で実態を把握されているのであればお教えを願いたいなということをお願いします。

それと、あわせて数字的に、毎回聞いてますが、加入されてる数、パートタイム、退職金制度に加入されてる数、直近

の分で、あわせてお示しをお願いします。

○川口委員長 阿久根参事。

○阿久根生活環境部参事 市内の中小企業の実態と加入の状況、それと中退共なりの実態状況のお尋ねですが、私どもにつきましては平成12年3月、経営実態調査ということで、中小企業の実態ということで調査し、その結果につきましては二十数%、短期労働者を加入してる実態は把握しておりますが、その後につきましては、具体的に調査については、正直言いましてやっていません。

ただ、実態調査の中には、平成15年、製造業の実態調査なりをやっておりますが、ほとんどが中小、零細、市内の実態調査の中で大変な状況であるかというようには考えております。

それと、具体的な私どもの加入の状況ですが、平成16年2月1日、16年度、54事業所、298名です。被共済者が298名ということで、過去の統計からずっと推移しますと、当初が25事業所、被共済者が126名、昭和60年です。ピークにつきましては、事業所については平成2年の76事業所。それと、被共済者については、平成8年度630名というような推移の中で、現在につきましては厳しい状況の中で、年々、加入事業所、加入者数も減少しておるといような状況です。

特に、平成16年度の事業所54、被共済者298名、を分析してみますと、平均1事業所5.51人です。

それと、58名が最大です。それと、1人加入企業者については21というような状況であります。

それと、中退共の関係ですが、ご存じのとおり、中退共につきましては、私も調べた結果につきましては、平成17年1月現在に加入企業が38万9,407

事業所ですか。加入者が266万3,544名。運用資産が約3億円というような状況の中で運営されていることについては承知しておりますが、市内の企業がどれくらい加入しているか、実態についてはつかんでおりません。

また、同じく商工会等がやっております中退共の関係につきましては、実態については、やっている分については承知しておりますが、加入状況については把握してない。そういうような状況であります。

○川口委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 一昨年の答弁と同じ数字を言われたんですが、具体的に実態調査をされてないということでしたので、多分、これも大分前、もうそれこそ4年ぐらい前の話なんで、大分様変わりも進んでいってる。よく進んでいってるのか悪く進んでいってるのかというのはあるわけですけど、余りよく進んでいってないような気がするんですね。

事業所の加入、こちらは本市の制度の加入実績もだんだん減ってきているというふうな実態があると思いますし、恐らく短期労働者、パート労働者の利用されている事業所は、逆にふえていってるんだろうと思うんですね。そういう事態に、ふえていってるにもかかわらず、なかなか、ほかの制度に、いや中退共に入られてますわとか、商工連合会のやってる制度に入ってはりますよということが、またわかれば、これは市内全体の短期労働者については、そういう救済措置というんですか、そういう部分については一定向上されていってるというように見るわけですけど、それもちょっとわからないということですので、1回、ちょっとどこかの時点で、そういった調査を一遍していただきたいなということがあります

し、これは要望しておきますけど。

それから、このパートタイムの加入についても、私自身はとにかく加入率をふやすための努力をしてくださいと、去年の当初予算のときにも申しましたし、毎回、言うてる。反対に言うと、これしか言うてないんですよ。

だから、努力していただいているのかもしれませんが、なかなかその努力の結果が出てこないというところ辺に非常にいらだちを感じるわけですけど、今までと同じような努力だけじゃなくて、さらに工夫を凝らしながら有効にこの制度を利用していただけるような、拡大をするための知恵を絞っていただいて努力をしていただくことを、これも要望しておきますのでお願いいたします。

○川口委員長 ほかにございませんか。

山下委員。

○山下委員 パート等退職金共済のいずれかの条例改正でしたか、基金を取り崩して充てていくということで、この制度がいずれは、それが枯渇すれば維持できなくなるというような制度になるということだと思っておりますけども、これまでの状況では、基金が生み出す利息等によって、それと掛金とで十分賄っていけるということだったんですが、こういう点から、この状況でいきますと、一体どのぐらい、この制度が維持できるのかというふうな見通しを持っておられますか、お聞きしておきたいと思えます。

○川口委員長 阿久根参事。

○阿久根生活環境部参事 制度の存続についてのお尋ねについてお答えさせていただきますが、大変難しい質問ですが、過去から見ますと、当初5.7%で運用利率、運営です。しかしながら平成5年になっての市中の金利が低金利にということで、平成12年8月1日に3%、平

成15年8月1日に1%、それぞれ配当利率、運用利率を下げながら運用してきておりますが、しかしながら今日の低金利が続く中で、一般会計からの持ち出し、これも平成12年度から実施して、現在までに4,164万5,965円の繰り出しというんですか、平成15年末までのトータルといたしまして、事務費、被退職金合わせまして4,164万5,965円の繰り出しを行っております。

こういう状況について、今日の低金利が続く中で、やはり持ち出しは当面続くだろうというような推測をしております。こういう中で財政的に、どれくらいもつのかという1つの課題がありますんで、これを配慮した中でどれくらい続くかについては大変難しい予測であります、できるだけ長く、制度が存続する。

先ほども藤浦委員がおっしゃいましたとおり、パートタイマーについては年々多くなる。そういう状況も加味し、それと財政状況を加味しながら、一定の判断が必要になろうかというふうに考えております。

○川口委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川口委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時36分 休憩)

(午前11時37分 再開)

○川口委員長 再開いたします。

続いて、議案第24号所管分及び議案第47号の審査を行ないます。

本2件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。藤浦委員。

○藤浦委員 47号の分ですが、福祉会館の分は何回も代表質問でも取り上げておりましたので、福祉会館は代替措置もいろいろ考えられて、ふれあいルームと

いうことで進められていくと。

ただ、建て替えについては南千里丘との関係で今後、検討されていくということについては、決まっていますということなんですが、附属してる体育館がありましたね、これ。

もともとは、この福祉館条例の中に入ってたんです、この体育館の分が。この扱いは、ここまで聞けるのかどうかわかりませんが、これ、大場次長のところが所管されてましたね、17年度は。

それで、これが今後多分、教育委員会の方に所管が変わるんだろうと思うんですが、その辺と。

それから、これはもしお答えできるのであれば、体育館についての存続についてお答えできるのであれば答えてください。

○川口委員長 大場次長。

○大場生活環境部次長 体育館につきましては、平成18年4月以降に教育委員会の方に移管を予定しております。来年度につきましては、予算も含めて自治振興課が所管しております。

体育館存続につきましては、今現在、私ども特に取り壊すとか、残すとか、特に議論は聞いておりませんので、現在のところ、まだ何とも答えられません。以上でございます。

○川口委員長 暫時休憩いたします。

(午前11時40分 休憩)

(午前11時45分 再開)

○川口委員長 再開いたします。

助役の方から答弁をお願いしたいと思います。小野助役。

○小野助役 現在の福祉会館に附属しております体育館につきましては、過去から議会、また委員会等でも若干議論をさせていただいた経過はあると思いますが、現在の体育館につきましては耐震的には、

いわゆるまだ使用に耐えられるという考え方で処理をしていくということでございます。

若干、継ぎ場のところから落ちたとかというようなことがございましたが、あれも補修いたしまして、基本的には大規模な改造をせずして市民利用に供せられるということで、17年度いっぱい福祉会館に附属する市民体育館として、それから18年度以降は市教育委員会の所管の体育館として一本化するという形で利用に供してもらおうという考え方を持っております。

それで、今後の見通しにつきましては、現在、南千里丘の検証プロジェクトでさせておりますけども、南千里丘開発にかかわって、いろんな要素があるんですが、公共施設の配置計画、また資金計画等々を考えたときに、現在の会館用地そのものを南千里丘の構想の中に組み込む。また、財源手当の形として公共施設の手当としてのものをやる。また、現在の会館用地を将来的に売却するにしても、余り南千里丘構想との整合性が保てないような売却も、これは問題があるだろうと。そうしたときに、一体化したまちづくり、そして平成22年まで非常に厳しい財政状況の中でのまちづくり。いわゆる23年以降に平準化した支出負担ということになるにしても、そういう起債等の問題もございますから、そういったことを十分検証チームの中で、いろんな想定をする中で、そのまとまりが、この秋ごろにと申し上げてまいりましたが、そういうことも指示いたしておまして、それを十分、例えばA案、B案、C案というような形になると思いますが、そういうことの中で一番、市民にとってベターな形はどうかということを検証する。また、それを十分市議会と協議を事前にさせて

いただくと、そういった考え方の中で、この体育館の処理をいかにするかというトータルでもってご議論の中にさせていただきたいなと思っているのが今の現状でございます。

○川口委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 市民も非常に福祉会館については、閉館という方向性が打ち出されて、じゃあ体育館はどうなるのというのが、やっぱり市民の皆さんの疑問というんですか、関心というか。私たちもどうされるのかというのは、非常に思っています、今、18年度以降は教育委員会が所管をしてということで、存続していくということになります、じゃあ福祉会館を壊すのは、いつ壊すんだという話。

それから、同じ壊すのであれば、一緒に解体をした方が費用は当然、安価にあがってくるだろうというようなこともありますので、今後いろいろ検討されていく中で、随時、またお示しをしていただく中で、私たちもしっかり、そのことについては注目をしながらいきたいなと、こういうように思います。そういうことで、要望も特にありませんが、しっかりと検討していただくということを要望しておきたいと思えます。

○川口委員長 引き続き、質疑のあるかた。はい、上村委員。

○上村委員 そうしたら、私の方から細かい点で、福祉会館が廃止されるということになりますと、あそこの受付、今、受付してるフロア、受付室がありますよね、あれはどこに行くことになるのかということと。

あと、警備員の詰所がありますよね。あれは、どこに行くのかなと。

ふれあいルームの方に、その機能が移管するのかということをお尋ねしたいと思えます。

それともう1点は、今回、福祉会館は廃止にすると。これは耐震診断した結果、東南海地震の大規模地震にはもたないということで、その機能をふれあいルームに移管するということです。今、助役の方から、将来的には南千里丘駅構想の中にも埋め込んでいきたいという話がありました。ただ、先般の本会議の中でも我々の会派の方から、この公共施設のあり方というものの見直しをぜひしてほしいということの中で、この福祉会館という名前は消えてしまうんですね、これでね。

ふれあいルームに名前が変わってしまうし、そういう福祉のセンター機能は、南千里丘にも今回そういう、埋め込むという話ですけども、鳥飼地区等々にも、安威川以南といいますか、そういう機能もどうかなということで検討していくという市長の答弁もありましたけれども、そのことについても、もう一度、お聞かせ願いたいというふうに思っています。

○川口委員長 大場次長。

○大場生活環境部次長 受付室が福祉会館でございますが、受付イコール事務所にもなっておりますので、それについてはふれあいルームの方の保育所の事務室に受付は移転いたします。

警備室につきましては、ちょうど玄関の前にありますが、それは特に建物自身は問題はないということをお聞かしておりますので、警備員さんはそこに、そのままいただくことと。

事務所が向こうに移転しますんで、市民の方が来られたときの対応として、だれか職員なりが警備員室に詰めようかなというふうに考えております。

○川口委員長 小野助役。

○小野助役 過日の本会議の代表質問の中で市長の方からご答弁、若干申し上げておりますように、確か市長は、その安

威川以南にもそういうコミュニティ的なものが必要というふうに認識をしておるというようなことを答えたと思います。

それで、今回の検証チームの中にも、この問題についての一定の考え方の整理は指示いたしております。

それで、2つの流れがあると思います。今までのように市のシンボリックな施設を1か所求めていくという従来の方式でいくのか。いわゆる少子・高齢社会の中で地域、地域で一定のつどう、にぎわう、いこうというような場所をつくっていくようにするかと。

私は、流れとしては後者の方も相当できてるように思っております。ですから、そういうシンボリックな施設の整備という考え方と、もう1つは機能分担という考え方の中で、会館をシンボリックにはしなくても、そういう考え方のとり方もできるのではないかと。この点も検証するように指示いたしております。

いずれにいたしましても、従前から以北に公共施設群、また駅等が集中をしておるという状況と、以南にそういう公共施設的なものが少ないということは、これは事実でございますから、公共施設の配備そのものは、いかにということにつきましても検証チームの中で十分議論をさせた上で、できるできないは別といたしまして、やるならこういう方法であるというようなことも含めまして、十分事前に市議会と協議をさせていただきたいなというふうに思っております。

○川口委員長 上村委員。

○上村委員 まず1点目の事務所の件ですけれども、ふれあいルームに事務所が移るということで、警備員はこっちに残るということでもあります。現場が若干、文化ホールの受付も、ふれあいルームで体育館の受付もふれあいルームでというこ

とになりますよね。だから、現場と若干離れる部分もありますし、また警備員も、これだとふれあいルームも警備して、文化ホールも警備して、体育館も警備するという格好になるんですよ、実際。だから、若干場所が離れたりしますんで、そこらきっちり市民に迷惑がかからないような形で、ぜひお願いしたいなと思っております。

あと、福祉会館の名前が消えるということで、公共施設のあり方ということで、今、話がありましたけども、ぜひこのプロジェクトチームの中で検討いただいて、その公共施設を安威川以南ということも十分視野に入れて、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいということと、今回、福祉会館がなくなるということでは、皆さん、致し方ないということ、市民合意も大分得てきたんではないかなと思っておりますんで、ただ代替がきっちり、ふれあいルームに今回、移行しますけども、そのことで市民に対して苦情が出ないように、きっちり対応していただきたいというふうに要望しておきたいと思っております。

○川口委員長 暫時休憩いたします。

(午前 11時56分 休憩)

(午後 1時 再開)

○川口委員長 再開いたします。引き続き、質疑を行ないます。山下委員。

○山下委員 議案第24号の重要な公の施設に関する条例の一部改正の件で、所管分に当たります環境センターについて、これを廃止するということになった提案理由の説明の中で、これが公の重要な施設に当たらないというふうに説明でおっしゃったんでありますが、突然、今回になって重要でないということになったのかどうか。一体、何がそうさせたのか。特に、指定管理者制度の関係であそこに重要な公の施設から環境センターを外す

ことになったのかお答えいただきたいと思ひます。

○川口委員長 五里江センター長。

○五里江環境センター長 環境センターにつひまして、公の施設とは住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するために普通地方公共団体が設ける施設を言い、その設置及び管理については条例で定めることとされております。

環境センターは、もっぱら廃棄物の焼却及び処分を目的とした行政財産として位置づけられるもので、地方自治法に基づく環境センターの設置条例も制定されておひりませんので、公の施設ではありませんので、今回、是正させていたたくものでござひます。

今般、地方自治法の改正により、公の施設について指定管理者制度に移行するか、市の直営とするかを検討する中で本条例に不備のあることがわかりましたので、改めさせていたたくものでござひます。これまで長期、この辺のところに気づかなかつたことにつひまして反省し、おわび申し上げます。

○川口委員長 山下委員。

○山下委員 結構です。

○川口委員長 ほかにござひませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川口委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後1時2分 休憩)

(午後1時3分 再開)

○川口委員長 再開いたします。

議案第31号の審査を行ひません。

本件については補足説明を省略して、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川口委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後1時4分 休憩)

(午後1時5分 再開)

○川口委員長 再開します。

議案第3号、議案第4号、議案第11号及び議案第43号の審査を行ひません。

本4件のうち、議案第4号、議案第11号及び議案第43号については補足説明を省略し、議案第3号の補足説明を求めます。保健福祉部長。

○堀口保健福祉部長 議案第3号、平成17年度摂津市国民健康保険特別会計予算につひまして補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でござひますが、8ページ、款1、国民健康保険料、項1、国民健康保険料、目1、一般被保険者国民健康保険料は、前年度に比べ1.9%の減となつており、収納率は現年度分92%、滞納繰越分12%を見込んでおります。

目2、退職被保険者等国民健康保険料は、被保険者の大きな伸びを反映し、前年度に比べ18.6%の増となつており、収納率は現年度分98%、滞納繰越分18%を見込んでおります。

なお、平成17年度の国民健康保険料につひましては、去る1月20日に国民健康保険運営協議会に対しまして諮問を行ひない、2月3日付でご答申がありましたので、その答申を尊重する中、一般被保険者及び退職被保険者等国民健康保険料のうち、医療分保険料につひましては、保険料率を平成16年度と同率に据え置き、介護納付金分保険料につひましては、所得割料率を1,000分の15.9、均等割年額8,040円、平等割年額4,320円への改定を見込ませていただひております。

9ページ、款2、使用料及び手数料、項1、手数料、目1、督促手数料は、前

年度に比べ7.7%の増となっております。

款3、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、療養給付費等負担金は前年度に比べ8.4%の減となっております。これは介護納付金の増加に伴い、介護納付金負担金は増額となるものの、三位一体改革に伴い、国庫負担率が40%から36%に切り下げとなる見込みのため減額となるものでございます。

目2、高額医療費共同事業負担金は前年度に比べ3.3%の増となっております。これは、大阪府国民健康保険団体連合会に対する高額医療費共同事業拠出金の増に伴い、その4分の1の法定国庫負担分について増額が見込まれるものでございます。

10ページ、項2、国庫補助金、目1、財政調整交付金は、前年度に比べ1.9%の増となっております。これは一般被保険者に係る調整対象収入額が低下しており、これに伴い普通調整交付金の増が見込まれますが、三位一体改革に伴い交付率が10%から9%に切り下げとなる見込みのため、伸び率が圧縮されたものとなっております。

款4、療養給付費交付金、項1、療養給付費交付金、目1、療養給付費交付金は、前年度に比べ17.7%の増となっております。これは退職被保険者の増及び前期高齢者の増に伴う療養諸費及び高額療養費の増による交付金の増に加え、退職被保険者等の増加に伴い、老健拠出分の増が見込めることによるものでございます。

11ページ、款5、府支出金、項1、府負担金、目1、高額医療費共同事業負担金は、前年度に比べ3.3%の増となっております。これは、先ほどの国庫負担金の項目でご説明いたしましたが、高額

医療費共同事業拠出金の増に伴い増額が見込まれるものでございます。

項2、府補助金、目1、事業助成補助金は前年度に比べ36.4%の減となっております。これは療養給付費国庫負担金調整助成補助金の減を見込んだことによるもので、福祉医療制度の改定に伴い、府負担分地方単独事業が縮小されたことに伴い、療養給付費国庫負担金の地方単独事業ペナルティが縮小するため、ペナルティ分の補てん補助として実施されております本補助金の減を見込んだものでございます。

目2、老人医療波及分補助金は、前年度に比べ62%、12ページ、目3、障害者医療波及分補助金は、前年度に比べ36.9%の減となっており、いずれも大阪府の福祉医療制度の改正により、対象費用額の減少が見込まれることによるものでございます。

目4、府財政調整交付金は前年度に比べ皆増となっております。これは、三位一体改革により国庫負担分が療養給付費等負担金で4%、財政調整交付金で1%削減されますが、都道府県において同額の財政調整交付金を新設し、補てんが行なわれる見込みのため、新たに設けたものでございます。

款6、共同事業交付金、項1、共同事業交付金、目1、共同事業交付金は、前年度に比べ1.8%の減となっております。

13ページ、款7、繰入金、項1、一般会計繰入金、目1、一般会計繰入金は、前年度に比べ3.1%の減となっております。これは、主に職員給与費等事務費の減少に伴うものでございます。

目2、保険基盤安定繰入金は、前年度に比べ5.7%の増となっております。これは7割、5割、2割の保険料軽減世

帯の増によるものでございます。

款8、諸収入、項1、市預金利子、目1、市預金利子は、前年度と同額となっております。

14ページ、項2、雑入、目1、一般被保険者第三者納付金、目2、退職被保険者等第三者納付金、目3、一般被保険者返納金、目4、退職被保険者等返納金については、過去の実績を勘案し、予算額を調整させていただいております。

目5、雑入につきましては、前年度に比べ40.6%の減を見込んでおります。

次に歳出でございますが、15ページ、款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費は前年度に比べ20.7%の減となっております。これは給与改定に伴い、人件費の減が見込まれるほか、退職者1名分の給与費を減額したこと及び国保システム改造委託料の減に伴うものでございます。

16ページ、目2、連合会負担金は、前年度に比べ1.1%、2万7,000円の増。

目3、市町村部会負担金は、前年度と同額となっております。

17ページ、項2、徴収費、目1、賦課徴収費は、前年度に比べ1.8%の減となっております。これは口座振替奨励金の減が主なものとなっております。

18ページ、項3、運営協議会費、目1、運営協議会費は、前年度と同額となっております。

19ページ、款2、保険給付費、項1、療養諸費、目1、一般被保険者療養給付費が前年度に比べ0.3%の増となっております。これは、一般被保険者2万2,536人に係る療養給付費で、1人当たりの費用額は、若人が16万3,157円、前期高齢者が48万2,388円、乳児が23万1,546円を見込んでお

ります。

目2、退職被保険者等療養給付費は、前年度に比べ14.6%の増となっております。これは、退職被保険者等6,267人、1人当たりの費用額は38万7,725円、前期高齢者分として49万9,474円を見込んでおり、大きな伸びを示しておりますのは、被保険者の増及び前期高齢者の増に伴うものでございます。

目3、一般被保険者療養費は、前年度に比べ7.7%の増。

目4、退職被保険者等療養費は、前年度に比べ29.5%の増となっており、被保険者の増を見込んだことによるものでございます。

目5、審査支払手数料は、前年度に比べ8.9%の増となっており、審査支払件数の増を見込んだことによるものでございます。

20ページ、項2、高額療養費、目1、一般被保険者高額療養費は、前年度に比べ3.6%の増。

目2、退職被保険者等高額療養費は、前年度に比べ24.1%の増となっており、退職被保険者等については、被保険者の増を見込んだことによるものでございます。

項3、移送費、目1、一般被保険者移送費、目2、退職被保険者等移送費は、前年度と同額となっております。

21ページ、項4、出産育児諸費、目1、出産育児一時金も前年度と同額となっております。

項5、葬祭諸費、目1、葬祭費は、前年度に比べ5.3%の増となっております。これは、葬祭件数の増を見込んだことによるものでございます。

22ページ、項6、精神結核医療給付費、目1、精神結核医療給付金は、前年度に比べ21.1%の増となっております。

す。これは、対象医療費及び件数の増を見込んだことによるものでございます。

款3、老人保健拠出金、項1、老人保健拠出金、目1、老人保健医療費拠出金は、前年度に比べ0.9%の増となっております。これは、平成17年度分概算医療費拠出金が7,781万円減少したものの、前々年度精算分が9,651万円増となりましたため、総額で増となるものでございます。

目2、老人保健事務費拠出金は、前年度に比べ4.9%の増となっております。これは審査支払件数の増によるものでございます。

23ページ、款4、介護納付金、項1、介護納付金、目1、介護納付金は、前年度に比べ13.6%の増となっております。これは、15年度の精算額に加え、1人当たり拠出金が3,200円増の4万5,200円に改定される見込みであることによるものが主なものとなっております。

24ページ、款5、共同事業拠出金、項1、共同事業拠出金、目1、高額医療費共同事業医療費拠出金は、前年度に比べ3.3%の増となっております。これは、高額医療費共同事業の対象医療費の増加に伴い、大阪府の基準拠出金総額が約7億円増加していることを受け、増となるものでございます。

次に、目2、高額医療費共同事業事務費拠出金は、前年度に比べ1.3%の減となっております。

目3、その他共同事業事務費拠出金は、前年度と同額となっております。

25ページ、款6、保健施設費、項1、保健施設費、目1、保健衛生普及費は、前年度に比べ38.4%の減となっております。これは、退職振替等保険者間調整業務及び資格得喪点検業務に従事する

臨時職員2名の賃金について総務管理費に組み替えを行なったほか、総合データバンク事業に係るシステム開発業務が終了したことによる減が主なものとなっております。

26ページ、款7、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金、目1、一般被保険者保険料還付金及び目2、退職被保険者等保険料還付金、目3、償還金につきましては、前年度と同額となっております。

27ページ、款8、予備費、項1、予備費、目1、予備費も前年度と同額となっております。

以上、予算内容の補足説明とさせていただきます。

○川口委員長 説明が終わり、質疑に入ります。はい、藤浦委員。

○藤浦委員 まず、これまでに医療費と保険料の関連で、いろいろ資料を見せていただいたりしたわけですが、その中にありまして、16年度の決算の見込みとして、医療費はこのままでいくと、医療費分が9,200万円不足しますよと。また、介護分としても6,200万円ほど不足しますよということをおっしゃっていらっしゃいました。

そういったことも踏まえて17年度の、この見通しが今度は出てくると思うんですが、今のことも含めて、これは多分6月の補正で、また繰上充用なりの対象になると思うんですけど、17年度の今回の国保会計で、収支は一応とんとんというふうには、数字上はなってますけど、実質は、ぶっちゃけた話、どう見てられるのかという予測をちょっと教えていただきたい、これが1点目。

それから、2点目は、17年2月3日付の、この国保運協の答申の中からですけども、先ほどのご説明でもありました

けども、医療分は17年度は据え置きとしてくださいと、こういう内容。それから、ただし介護分については一部上げると、こういう話になるということですが、まずこの医療分、17年度は据え置きとしてくださいということと同時に、この保険料の取り扱いについての、これは条例どおりやってくださいというふうな答申が今回もそうです。前回のときも同じように出てるということで、市としては、これ考えようかなというふうな、条例どおりにいこうかなというふうなこともあるということでお伺いしてるんですけど、18年度から、これ条例どおりされるのかどうか。

給付費に対して、給付予測に対して自動的に保険料が決定されていくというような方法でやられるのかですね。

それから、そうなるとすれば、具体的には保険料はどのように、またいつの時期に決定をされていくことになるのか。

そして、当然、見通しの関連でばっちり1円も狂うことなく、見通しがばっちり合うことは難しい。特にことしも年度末になって、年明けてからインフルエンザA型、B型、両方がはやって、うちの子どもも2人ともインフルエンザにかかりました。

そういうような予測が、やっぱり医療費の支給については、いろんなことがあって予測が予測どおりいかないこともあると思うんです。

そうしたときに、またそれについての対処をしなければいけない。ずれた分の、特に赤になった部分について対処せなあかんというようなことが出てくると思いますが、そういった部分、今の条例上やっていく場合、そういった部分の埋め合わせをどういうふうにやっていくことになるのか、あわせてちょっとご答弁くださ

い。

それから、介護分の保険料についての考え方についても、この国保、医療分と同じ考え方でいくのかどうか、あわせてお願いします。

それから3点目、この同じく答申の中では収納についての努力についてが記載されていると。収納、しっかりがんばってほしいということですね。

収納の面では、市としては今までも何回も質問をしていく中で、善処されていると、結構努力もされているということですし、また過去には収納方式についていろいろ質問もさせてもらいました。また、どういうふうに滞納者についての対応をされているのかも質問をいたしました。

滞納されている方についての、保険料という形での対応をされてるんですが、保険税というふうにされている地域もあるということで、これも前回の質問でお聞きしたわけですけども、保険税としての扱い方と保険料としての扱い方、ちょっと違うようにお聞きしてます。

税の徴収の一元化という意味においては、保険税にした方が市民税とか、その辺と一緒に徴収事務は一元化できるんじゃないかというふうなことも言ったわけですけど、そういう面ではこちらの体制については非常に有利ではないかというふうな面もあると思うんですけども、また滞納されている方への対応の仕方で、税の場合は最終差し押さえという手続きを取られますけども、保険料の場合は、なかなかそれまではできないということですが、例えば一元化をすれば一緒にそういう保険料も税の一部として対応ができるようなこともあるのではないかと思いますし、1回、この辺のいろんな条件を整理をしていただいて、収納

という面から保険税と保険料という部分でのメリット、またデメリット等をお示し願いたいと思います。

それから、予算書の16ページ、節13、委託料、この中にレセプト点検委託料が載せられておりますけども、これも以前に言うたことがあるんですけど、どうしても今、期間的に言うとレセプトは病院で医療が発生しますと、それから病院がレセプトを出すと。それが診療報酬機構を経由して市に3か月ぐらいの後に送られてくるという経過になります。

それで、レセプトの点検をして、いろいろ不都合がある場合については、また送り返すと。それで、また三月ほどかかって、それが戻ってくるということで、大体それで収まるのかもしれませんが、それでまた不備のある場合は、また送り返すというような、大体3か月、4か月四月サイクルのやりとりをやられてますけども、通例は高額医療なんかの場合は、支払いが困難な場合は、委任払い制度を利用すればいいわけですけども、そこまで至らなくても一応、幾ばくかは返してもらえるとということで、ただ余りにも長く先のことで、これが半年以上になってくるとかいうふうになってくると、なかなか、もうちょっと早くなれないのかというふうな声もあるわけですけど、これは国のシステムとか、いろんな、市が言うたからというてどうなるものでもない面もありますけども、そういう制度上の動きがないんですかと。国も含めて、もうちょっと簡略化していこうとか、電子化して簡単にしていこうとか、そういうちょっとの事務の効率化という面も含めてですが、そういう動きがあるのが漏れ聞こえている部分があるのかなのか、その辺ちょっと教えていただきたいということで、以上、お願いいたします。

○川口委員長 佐藤参事。

○佐藤保健福祉部参事 まず1点目の16年度の決算見込みと申しますか、この部分に係る問題でございますが、この16年度の当初予算につきましては、雑入として1億5,662万7,000円を見込んでおまして、その後、昨年6月に補正の第1号で、いわゆるこれは15年度の赤字部分の繰上充用でございますが、最終、減額補正部分を操作いたしますと、300万6,000円。この部分の歳出の財源として、雑入を見込ませていただきまして、このほか昨年12月議会で国庫負担金等の過年度精算分ということで、総額が7,822万4,000円、同じ補正の際に歳入部分で療養給付費交付金の精算返還分、これが780万8,000円というようなことで、今回、補正の4号で上程しております内容も含めまして、最終的にこの補正4号がご可決いただいた段階では、雑入の総額は2億4,219万2,000円を見込んでおります。

ちなみに、いわゆる予算上の動きはそうになっているわけですが、もう一つ、この国保の歳入歳出の不確定要因の1つでございますが、いわゆる医療費の部分、先ほど藤浦委員のご質問の中でもございましたが、本年は従来のパターンよりも若干、インフルエンザの流行期がずれるような傾向がございまして、毎月の医療費の動向を見てるわけですが、この1月2月ぐらいが大分動きが激しい状態になっておまして、それでこの3月の段階で確定してるのが1月診療分というようなことで、この2月診療分が確定してくるのが4月の10日前後になりますので、この医療費部分については4月のなかばぐらいの様子を見ないと、本年の分がなかなか確定しにくいという状況。

それから、あと歳入部分にいたしましても従来からご議論いただいております調整交付金であるとか、それから国庫負担金、それから診療報酬の支払基金から交付されてまいります療養給付費の交付金、こちらあたりの16年度の交付額が確定してくるのが3月の下旬ぎりぎりぐらいと、こんな状態もございまして、なかなか今の段階で具体的な数字を申し上げるような状態にはなっていないわけですが、今の私の推測するところ、2億4,000万円ほどの雑入部分の中で、実際に既にこの16年度雑入として収入が見込める金額が確定した部分は、374万円という数字だけでございますので、おおむね2億4,000万円ぐらいが最終的に歳入が不足してくるのではないかなということと、先ほど3月末に今年度の国庫負担金なり、交付金なりが、数字が明らかになってくるというようなことで申し上げておりますが、この2つについても概算払いというような形で出てまいりますので、そういう意味で申しますと、現在の医療費の動向の部分が100%、ピタッと交付されるというようなことは過去の例からしてございませんでして、少なく交付されるときもあれば、過大に交付されるというような場合もありますので、そのあたりの揺れを見込んだときには、2億から3億ぐらいの間の歳入不足というような形の決算に落ち着いていくのかなと、そんな見込みをいたしております。

それから、この17年度の予算との絡みでございしますが、現在、この17年度の当初予算についてはご審議をいただいておりますが、仮に先ほど申しましたように2億ないし3億ぐらいの赤字決算というような形になるようございしましたら、この部分については本年の5月末の出納閉鎖を待って改めて議会の方と

も十分協議をさせていただきたいなという考えはしてるわけですが、従来の対応というような形になるようであれば、その部分を繰上充用というような対応をさせていただくというような形になってまいりますので、その場合については実質の部分として申しますと、17年度の末の決算としては3億から4億ぐらいの赤字決算になってくる可能性があるかと。

ただし、本年17年度の医療分の保険料率を据え置きというような対応をさせていただいておりますのは、ひとえに国の三位一体改革との絡みが非常に不透明でございまして、ある意味で申しますと国の方からは、国の負担金なり、調整交付金なりをこの17年度分については全体5%カットということで、従来、負担金と調整交付金で給付費の50%が国庫負担であったものが、17年度については45%で、減った5%部分については各都道府県単位で調整交付金を設けて、そこから補てんするというところで、国サイドの説明としてはプラスマイナスゼロですと、こういう説明を受けてるわけですが、減るのが4%部分が負担金で、片や新たに補てんという形で出てくるのが調整交付金というような形ですから、必ず減った分が補てんされるという保証があるわけでございませぬ。

また、反対に申しますと、実は私ども摂津市につきましては、従来の国庫負担の50%、このうち40%は負担金、10%は調整交付金という仕組みになっておったわけですが、この調整交付金部分については、約5%、4%から5%ぐらいの交付しか受けておりませぬ。

また、5、6年ほど前までは、交付率がゼロというふうな状態が長いこと続いてきておって、ここ数年、交付を受けるようになりまして、15年度の段階で4

%強の数字になってるかと思うんですが、このような状態でもございますから、ある意味で言うと都道府県調整交付金の算定方式が明らかになってくる中で、減額部分よりも都道府県調整交付金での交付がふえてくるという状態も考えられるような状態であるということで、その部分を見込めば、ある程度据え置きで、いわゆる17年度の単年度の収支部分だけを見ていくと、いけるのではないかなというような考えもございまして、そのあたりも勘案しながら据え置きをさせていただいたというようなことでございます。

ただし、繰り返しますが、この都道府県調整交付金につきましては、現在、国と都道府県との間の話が、まだ始まった段階でもございますから、私どもの方で得てる情報としては、全国知事会の方からこういう方式でという要望を出したという段階にとどまっておりますので、今後の推移を見てまいりたいわけですが、いずれにいたしましても具体になった段階では、具体になった中で予算に変更が生じてくるようであれば、改めて補正的な形でご審査を賜りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

それから、保険料の改定についての問題でございますが、これにつきましては委員のご質問にもございますように、本年、17年2月の答申も含めまして、3度にわたる答申の中で条例に基づく保険料率設定をするようにということでの答申が全会一致の中でちょうだいいたしておりまして、本年、介護分の改定につきましては、前回の答申でも同趣旨でもございましたので、この答申を尊重する中で対応させていただいているわけですが、この保険料の今回、運営協議会からの答申ということについては、ある意味で申

しますと、例えば近隣各市で申しますと高槻市であるとか、吹田市、池田市、この3市については、まさに本市の国保条例の保険料率の規定と全く同文の条例規定を置いてるわけですが、既にまさに条例どおりの適用をしてきておるという中で、本市といたしましてもこれまでの運営協議会を踏まえながら、来年度以降については、基本としては条例に準拠した中で保険料率の設定を行なってまいりたいと。

ただし、この条例に基づく保険料率の設定から外れる形での料率設定をお願いするという場合については、当然、条例を外れるというような形になりますから、運営協議会に諮問をいたしてご意見を伺っていくというような形を考えております。

また、こうなった場合、具体的話として、どうなるのかという部分でございますが、これにつきましては医療分、介護分とも、来年以降の話として当初予算の概要が決まった段階で、運営協議会にこういう歳出、歳入であれば、保険料の賦課総額は、これぐらい必要になって、これを国保に加入されている被保険者の世帯なり、被保数なり、また所得状況を勘案したときには、保険料率はこれぐらいになりますというようなことも提示をいたした中でご意見を伺って、それを踏まえた上で当初予算段階から歳入として見込ませていただいて、委員の皆さんにつきましては当初予算審議の中でご審議をいただくというような運びになろうかと思っております。

それから、続きましていわゆる保険税に絡む問題でございますが、全体の状況を申しますと、まず現在、大阪府下、この4月に美原町が堺市に合併して箇所数が変わりますが、現在44市町村でございますが、この中で保険税という形で保険

料をちょうだいしてるのが、市では大東市と泉南市、それから町では豊能町と能勢町、この2市2町でございます。

ちなみに、大阪府以外の近畿1府4県の状況で申しますと、これいわゆる町村部分は把握できてませんが、全体、大阪府以外の兵庫県、奈良県、京都府、滋賀県、和歌山県、この1府4県で現在、市が58市ございます。

これは、厳密には昨年来、いわゆる町村合併という問題が起こってますから、このデータを収集しているのが15年の数字でございますが、当時、58市ございまして、この58市の中で保険税の市が32市、保険料が26市というようなことで、約半分ぐらいが税を取ってます。

また、もっと広げまして全国というような形になりますと、約8割ぐらいが保険税というような形になってるんですが、具体の違いと申しますのは、税という形になりますと、時効が5年、保険料の時効が2年という部分の差があるということが1点と。

それから、保険料の定め方が料と税では違いございまして、保険税になりますと、いわゆる保険税条例の中で保険料率をうたっていくという必要がございますので、保険料率の変更の場合については税条例の一部改正というような形の対応になると。ここらあたりの違いが大きなものでございます。

それから、レセプトの関係でございますが、高額療養費の償還払いがもっと早くなれないかという点でございますが、これにつきましては現在の流れとしては、診療月を含めまして、通常の流れでは4か月後の窓口償還という形になります。

ただし、市の方での審査で再審査請求に該当する場合については、それからさらに3か月、4か月というような時間が

たってしまうという中で、もっと早くできないかというようなご意見もちょうだいしているところでございますが、現行としてはほかの方法がございませんでして、そういう中で藤浦委員からございまして、受領委任払いをご利用いただきたいというようなことで、これは保険証の更新の際に保険証を入れております封筒に制度のご案内をさせていただいたりしておるわけですが、お聞きの電子化というような部分でございますが、これについては現在、連合会が中心になりましてレセプトの電子化というようなことに取り組んでおりますが、すべての医療機関についてレセプトを電子化するというような段階までは至っておりません。

また、もう1つは資格審査でかわってくるのは、例えば国保の資格のない方、ないしは国保の資格のある方の中でも一般被保険者と退職被保険者では、取り扱いが違いますから、この区分が変わるとというような部分での資格審査に係る場合があるわけですが、こういう部分については先だって、政府の方から将来的には各診療機関にクレジットカードの読取機のようなものを設置していくというような方向での検討にも入っているというような情報が寄せられておりますが、具体のところまでは、今のところまだ進んでおりません。

○川口委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 先ほどの17年度国保会計見通しで、16年度の分が最終2億から3億ぐらいの歳入不足になりそうだと、これが一応6月に、また補正なり何なりということになるだろうということでしたね。

それで、17年度の分は三位一体の関連もありますが、据え置いているけれども、うまくすればというか、収支とんと

んでいけるかもわからないと、まだ不確定な部分もあるけれどもというお話でしたね。

そうすると、16年度の2億から3億の歳入不足の部分は、次、17年度で補正でここへ乗っかってくるということになりますね。

2番目の質問をした中での、この18年度から予定どおり、条例どおりやっていくとすれば、仮に2億から3億という歳入不足の分が17年度に乗っかってきて、18年度の方で、これが保険料に転嫁されていくことになるのか。いや、違うんやと、また違う方法が何かあるんかということがあるんかもわかりませんが、この辺どうなっていくのか、もう少しちょっと教えていただきたいなど、こういうふうに思います。

それから、3番目の保険税の導入ということについて、いろいろ先ほどメリット、デメリットとおっしゃっていただいたんですけども、事務の一本化とか、効率化とか、最終滞納者の徴収事務なんかの効率化とか、そういう面も含めたら一度調査検討していただくような余地は、僕はあるん違うかなと思うんですね。

大阪府下では、まだまだ少ないようですけど、大阪府以外の近畿圏では取り入れてる地域もあるということは、これはほかの部分からも私は聞いてたんですけども、そういう意味ではいきなりという部分にはいかないでしょうけども、調査検討をしていただくことも大事だなと思いますので、これは一遍、しっかり検討もしていただくということで要望しておきたいと思います。

それから、4番目のレセプトの点検ですけど、なかなか電子化という部分については具体的なものが見えてこないという話でした。しっかり、こういうのもス

ピーディに事務の効率化をしてチェックも早くしていくということで、これは国がそういう、しっかり体制を指導しながらやっていくことを望むしかないわけですけども、これはしっかり、どうすることもできないでしょうから、要望を行ってください。

○川口委員長 佐藤参事。

○佐藤保健福祉部参事 保険料率を定める場合の繰上充用を行なった赤字部分の取り扱いというようなことでございますが、いわゆる通常、当初予算の歳出歳入を見込んだ中で保険料の賦課総額を見込むというような形になりますので、当初予算の歳出の中で繰上充用という項目をあげ、またそこに予算を計上しない限り、そこには入ってこないというような形に、これは仕組み上、ならざるを得ないというわけでございます。

そういうことで、当初予算段階で繰上充用部分を見込むということは技術的にも非常に難しい状態がございますので、私どもといたしましては繰上充用部分も含めて保険料率を設定はできないという中で、やはりあとは保険者の一定の努力の中で、この赤字部分を縮減していくという対応をしていかざるを得ないというふうに考えておりますので、これは例えば特別調整交付金であるとか、非常に枠が少なくなっているようでございますが、そういうものについて引き続き受けれるよう努力してまいりたいというふうに考えております。

○川口委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 わかりました。要するに補正で上がってくるので、その部分については保険料には転嫁しませんよと。単年度で収支を見て、保険料が決まっていくということだというふうにお答えいただきました。ということは、しっかりこれ

は保険者の努力でもって、それを圧縮していただくということとともに、これも毎回言ってますけどもプラスアルファ、保険料も圧縮できるような努力。これはどんな努力というか、そんなになんかともわかりませんが、それでも何とか、知恵を絞っていただいて、しっかりと努力していただきたいということで、これは要望しておきます。

○川口委員長 ほかにございませんか。

山下委員。

○山下委員 17年度の国民健康保険の当初予算でありますけれども、保険料を上げないということなんでありますが、しかしこれは繰り入れのところでも質疑をいたしました。昨年と同じですね。一昨年から比べれば4,500万円から4,600万円の繰り入れ減と、こういう中にあります。

これもまた、そのときにもお話したことですが、大変高齢者にとっても、低所得者にとっても、年金への課税強化だとか、あるいは老年者の控除の圧縮だとか、あるいは定率減税の廃止というふうなことで、一層市民の暮らしは大変になってきていると。

年金の給付も下げられるということですから、今おっしゃってるような前期高齢者がふえてくる段階で、この人たち、この層の生活は一層大変という事態になるんですね。

昨年の値上げのときに、市民の生活は苦しいというところから出発するのではなくて、市民の所得が落ちて、保険料が下がったと。だから、国保財政が苦しいから値上げするという、とんでもない逆立ちした議論でありました。けれども、今回は値上げなしということでありますけれども、一般会計の繰り入れは前年のままということでありますから、これは

なかなか厳しい運営とならざるを得ないというふうなことに思うんであります。

そういう赤字見込みの予算ということではなくて、これは17年度で見ればその辺はないというふうな見込んでいますけれども、そういうことで本当にいけるのかどうかということもあるわけですが、安定的にやるためには、ほかに原資がない以上、一般会計の繰り出しをふやすしかないというふうに思うんですが、これいかがでしょうか。

従来から見込みの段階では、調整交付金など、あるいは特別調整交付金、あるいはその、また特別分があるということで見通しはつかないということで、いつもそれを除外した見込みを行なって保険料改定の時期には大幅な赤字見込みというふうなことが実際には、終わって見たらとんとんであったというようなことも過去にはありました。

こういう点で、一層これはもちろんタイトになってくるかもしれません。制度改悪もあるからでありますけれども、そういうことからいって、またさっきに戻るわけですが、一般会計の繰り入れをふやさなければ市民への負担転嫁ということにならざるを得ないと。

生活が上昇してくると。年金給付が、それに応じて物価スライド分だとか、賃金上昇分だとか反映されるという事態であればまだしも、これが切り捨てられてきていると。逆に減ってきているという状況のもとで税及びこういう国保料のいわゆる社会保険料負担、税負担が暮らしを圧迫するという大きな要因であるということは、これはもう、だれが言おうと間違いのない事実なんですね。

暮らしを守るという点で市の対応が求められているわけですが、その点でこの点が一番、成し得ることとしては、一般

会計の繰り入れをふやすということであろうと思うんですね。この点について。

もう1つは介護保険料の問題でありますけれども、介護保険料の分が今回値上げというわけであります。1人当たりの額が決まってきているということで、これは国との精算の額だというふうに理解をするわけです。そうすれば、これもこの介護保険の分を値上げせずに一般会計からの繰り入れを行なってやるということが、これはいろいろ問題があるかのように、いろいろ言っておりますけれども、しかし先ほど言ったように苦しい状況の中では、生活の困難な状況が一層、政治の責任で増しているときに、介護保険料のこの分を値上げするということについて、これはそういう考え方も、つまり一般会計からの繰り入れで、その値上げを抑えるということもあり得るんじゃないかというふうに思うんでありますが、この点はいかがでしょうか。

それから、国保会計の中で介護納付分の5億3,920万3,000円と、これの国庫負担の算出の基準が、これ、国庫負担分と補助金分ですか、負担分と補助の分の計算が載っておりますね。これで1億9,564万4,000円というふうに出されております。

ところが一方で、国・府の負担というのが二億五千何がしかになっておって、その差額というのは、これは府の負担、あるいは府の支出金ということなんでしょうか。この介護納付金の額と、その財源内訳について、もう少し説明していただきたいというふうに思うんであります。

○川口委員長 佐藤参事。

○佐藤保健福祉部参事 3点についてのご質問でございますが、これは過日の一般会計の審査の中でも山下委員からご質問をいただいておりますが、これは1つ

は3億2,000万円から2億7,000万円に、総額約4,600万円ほど、一般会計の繰入金が減ってるということは、予算上、そういうことでございますが、実態としては減らしておりません。これは、昨年、16年度の当初予算のご審査をいただく際に、この国保特会の予算について部長の方から補足の説明をさせていただいておりますが、その中でも触れておりますが、いわゆる保険基盤安定繰入金の保険者支援分という制度が15年度から創設をされておまして、この部分は、中身を申しますと7割と5割軽減を受けた方の一定の割合について、基盤安定繰入金を上乘せ交付するという形になっておまして、従来であれば、この基盤安定繰入金で入ってきた分については、7割、5割、2割で歳入が減ってますから、この穴埋めに使われるということでプラマイゼロだったわけですが、この保険者支援分が新たに創設された分だけ保険料の抑制が可能になるということで、この部分については国・府の4分の3負担で、そういう新たな財源が生じてまいりましたので、その部分を相殺をさせていただいてということで、ですから予算上は3億2,000万円余りの繰入金は同額、いわゆる保険料軽減のために当たってるわけですが、14年まではすべて一般会計の持ち出しだったものが、15年からは国・府の負担分が約4,500万円ほど入ってくるという形で、その部分が市単独負担分が減っていると、こういうようなことでございます。

いずれにいたしましても、同額であってもこういう非常に厳しい状態でありますから、一般会計の繰り出し部分をもっとふやすべきではないかという趣旨のご意見かと思うんですが、この部分については確かに一般会計からの繰り出しが

今以上にふえるようであれば、その分だけは当然、保険料にはね返ってくると、こういう構造になっておりますから、日々の中で市民の方々と接してる中では、非常に大変やということは十分承知をいたしておりますので、当然、担当課としてはそういう実情も述べながら繰出金の最低限の維持というような部分も含めて話はしていくという考えもしておりますが、ご承知のとおり近年、市の一般会計の財政が非常に厳しいというような状況が続いております、そういう中で近隣各市の状況がどうなのかという部分も踏まえた中で、やはり財政当局と議論をしていく必要がある事項というふうには考えております。

それから、介護保険料、これについても繰り入れをやって、少なくとも値上げという部分については回避すべきではないかと、こういうようなことでございますが、この介護保険の制度設計として給付費の32%部分については40歳から64歳の方々にご負担をいただくという中で介護保険制度が設計されていると。そういう中で介護保険制度の普及が進む中で給付費が日本全国のベースで言うと、年間5,000ないし6,000億円ベースでふえてきておりますので、そのはね返りでふえた分の32%分は介護納付金というような形で、はね返ってくると。

これは、ある意味で申しますと、国保にしても例えば社保にしても健保にしても同じような形なわけですが、そういう仕組みでもございますので、本市についても保険料の軽減分の繰り入れ部分を使わせていただいて、一部、保険料率のアップを抑制するというような手法が講じてきておりますが、これは一般会計からの繰り入れの今後の動きを見ながら一定考えていかざるを得ない問題ではない

かなと、こんなふう考えております。

それから、介護納付金の財源内訳についてのご質問でございますが、歳出の項目で5億3,920万3,000円計上いたしておりますが、このうち国・府の支出金が2億5,749万6,000円でございます。

それから、保険料で見込んでおりますのは、2億5,740万8,000円、それからいわゆる一般財源で見込んでおりますのが2,429万9,000円でございます。

○川口委員長 山下委員。

○山下委員 いろいろ一般会計の繰り入れについては実質、市の懐ですね。国からの補助金の増ということで、あるいは新たな創設ということで、それは一般会計の中から繰り出してるんだけど、財源はそういうふうに手当されてるということであれば、実質上の市の負担分というか、繰り出し分は減ってるわけですから、財源的に言えば、そういった意味で苦しいときに市も一層やっぱりその辺は請け負って、支えようじゃないかということでない、この国保制度はそれでもなくとも大変ですから、そういうお考えをぜひ示していただきたいということがあります。

それから、介護保険の方で、これも一般会計からの繰り入れをふやす中で負担を減らしていくと、といいますのは、これは介護保険料は、65歳以上は、これは月額1万5,000円の天引きでというふうな、もう否応なくの徴収であります。

また、それ以下の、65歳以下の人にとっても、40歳以上65歳以下の人にとっても各種医療保険から、これまた保険料に見合った、あるいは所得に見合った保険料負担をしているわけですから、

これは筒いっばいなんですね。

ところが、今おっしゃってるように、これは介護保険の特別会計の方にもなってくるわけですが、毎年介護の利用率がふえてきているということで、この負担がふえてくるというふうなことでありますけれども、それでもなお全体のサービス料の4割程度しか利用されていないと。これが100%利用されるということになると、そういう数でも追いつかないという事態になろうとしてるんですね。

そういうこともあり、あるいは今度は20歳から介護保険料を取ろうというふうなこともあって、その合理化のために障害者のこれまで支援費として出されていたものをこれに統合するなどという大改悪も行なわれて、それがために20歳以上の人々に、これすべてまた介護保険料を負担させようというふうな、こんなむちゃくちゃな負担増のやり方をやろうとしているわけですね。

こういうことについても市民の介護保険料を収納している、そういう立場からすれば、こういう大改悪についてもきっぱりものを言うていかなあかんと思うんですが、これはちょっとその趣旨は違いかもしれませんけれども、しかし介護納付金として負担しなければならないというのがあるわけで、しかもこれが全国的に1人頭何ぼということ、こういう決め方で決済せないかんわけですね。そういうことからしますと、これはいずれにせよ40歳以上の方々や、あるいは税の負担ということにならざるを得ないわけで、この点ではそういう改悪にきっぱり反対するというのをやる必要があるというふうに思うんですが、いかがですか。

そして、先ほどの保険料の大きな伸びとして退職被保険者の伸びというのが、これは人数の伸びというのと、この保険

料収入の18.6というのは、これは被保険者数の数と比例しているものなんでしょうか。

あるいは前期高齢者の増加ということをおっしゃっております。これは老健に入らないという意味で、今、年齢進行中ですか。したがって、毎年、入れない、老健に入らなかった人がふえてると。老健に入る人も一部は移行して、並行移動してるわけですがけれども、しかし今なお、まだふえ続けているわけですね。移行中ということであれば、こういう点では一体今の段階、どの辺、どういふふうにならなっているのか。

最終というのか、それさえまた伸びていくのか、一定、進行が終わった段階でも一層ふえようとしているのか。あるいは、また1人当たりの医療費という点で前期高齢者の、あるいは退職者の医療費というのは、一般の被保険者の医療費と比べてどういふ状況にあるのか、その辺はどういふふうにつかんでおられるんでしょうか。

○川口委員長 佐藤参事。

○佐藤保健福祉部参事 まず、繰出金の問題でございますが、これは先ほどもご答弁申し上げましたように、基本的には全体の医療費が伸びてきているわけですから、現行の保険料率を維持しようと思うと、繰出金なりをふやして帳尻を合わせると、こういう方法しかないというような状態になりますから、この国保の状況を踏まえながら、この繰出金の上げ方については、財政当局とも十分協議はしてまいりたいと、こんなふうには考えております。

それから、介護保険制度の20歳への拡大というふうな問題でございますが、これは昨年、随分マスコミ等を賑わしたような状態になっているわけですが、具

体として政府の方からこういう方針であるというふうなところまでは私どもの方には出てきておりません。これは、いわゆる政府の方の諮問機関であるとか、そういうところで一定の案として打ち出された中で、マスコミに載っていると、こういう経緯があるわけですが、具体的中で年齢拡大であるとかいう問題が出てくるようであれば、これは当然、保険者として例えば府の市長会なり、また近畿都市の国保の保険者協議会という組織がございまして、こういう中で協議をいたしまして、余り国保の運営に支障が起こってこないように、できるだけ政府に対しても要望等を行なってまいりたいというふうに考えております。

それから、退職被保険者の給付費の大きな伸びの問題でございまして、これは単純に申しますと、老健への移行が従来は70歳だったものが75歳まで延長されているということで、この制度改正が行なわれた平成14年10月以降に70歳の誕生日が来た方については、いわゆる前期高齢者という形で老健へ移行せずに国保の方で給付を賄っていると、こういうことに起因するものでございまして、そういう意味で申しますと、あと2年ばかりは、この伸びの状態は続いてくるというふうに考えております。

それで、あと3年先ぐらいからは75歳に到達して老健へ移行していく方が出てまいりますので、これと新たに厚生年金等の受給資格を受けて一般から退職に切りかわってくる方、これが団塊の世代の高齢化という問題を若干割り引いて考えたときにはプラマイゼロというような形になりますから、少なくとも伸びは相当抑制されてくるというふうに考えておりますが、現状で申しますと現在69歳の方が702名おられるわけですが、こ

のうち約65%ぐらいが退職被保険者ということですから、ざっと毎年400名余りが退職被保険者がふえてくるみたいな形になりますので、これに伴っての医療費負担が生じるということと。

それから、実は今回の補正4号でもお願いしてる部分の1つの原因にもなってるわけですが、70歳に到達した中での年齢別の医療費というのが、年齢が1つ上がるごとに非常に大きな伸びを示しているというような状態がございまして、例えば平成15年であれば前期高齢者というのは、すべて70ないし71歳だったものが、例えば平成17年には前期高齢者は70歳から73歳というような形で徐々に上がってまいりますので、それに伴いまして前期高齢者というひとくくりの表現をしておりますが、1人当たりの医療費も徐々に上がると、こういう2つの要因がございまして、このような大きな伸びになっているというようにございまして、

○川口委員長 山下委員。

○山下委員 老健に移行する人が減っているんですか、老健に移行する人が、かつての時よりは減ってるわけですから、それに比して拠出金なんかも減らないかんはずですが、実態はそうっていないということだと思っておりますが、そういうことになれば、これはもう恐らく当初の見込みでは、そういう予測もして、いろんな調整も国あたりはやってきたんだろうと思っておりますが、そういうことになってないということになると、これは各市の保険者も大変厳しいところだと思っておりますね。

これは、退職者医療制度をつくったときの見込み違いなんかも大きく出ましたけれども、そのことによって結局、決着は中途半端でしかありませんでしたね。

その分、結局みんな市町村負担になったわけですね。こういうことを見ていきますと、いろんな制度をつくるとか、負担を減らすとかいいながら、負担を減らすとまでは言いませんが、調整するとかいいながら、事実上そういうことになっているのではないかと、実態でね。その辺のところも確かめておきたいと、いかがでしょうか。

○川口委員長 佐藤参事。

○佐藤保健福祉部参事 現行のような制度になったのが、先ほど申しましたように14年の10月から、この制度改正がされてるわけですが、ある意味で申しますと70歳以上の総医療費については、対象者が年々ふえてきておりますので、全国ベースで見たときには、現在も大きく伸びてると。ただし、いわゆる老健という会計の方への移行がとまっていますので、老健の方の伸びは圧縮されましたが、国保の方で支払いをせざるを得ない前期高齢者分はふえていると、こういうことになったわけです。

こういう中で当時、14年の10月に制度改正がされた際に、例えば退職者医療に係る老健負担分、これが従来は50%でございましたが、この改正の際に100%に改正されて、いわゆる退職者医療の負担分がふえたということと、それから老健の拠出金については、全国ベースでの調整ということと、それから摂津市の老健に加入されてる方の国保の被保険者に係る給付費、それから国保の被保険者数、この3点が連動した中で老健の拠出金が算出されてきておりますので、現行の中で申しますと、実は、私どもの方で積算いたしますと14年10月の改正がなくて、老健の拠出金というような形で、ずっと、いわゆる前期高齢者分の負担をしていく。

老健拠出金という形で負担するのと、それから今回の制度改正があった場合と比較したときに、摂津市の国保としての負担部分がどうなったのかという部分について申しますと、幸いにも本市の場合、老健の加入者数が全国平均よりも相当少ないというような状態がありますので、全体として申しますと、負担が抑制されているような状態になっております。

ただし、これもあと2年で再度移行が始まりますから、2年先を見てみないと最終的には確定しないわけですが、現状としてはそういうことでございます。

それから、全体の被保数の問題でございますが、これは山下委員ご指摘のように、退職被保険者は非常に大きな伸びを示しております、老健の該当者については徐々に減ってきております。

それから、一般被保険者は、これは老健の減少率よりも少ないですが、これも減る傾向にございまして、オールトータルの被保数としては伸びております。ですから、全体の状態から逆さまに申しますと、全体の被保数は伸びてるんですが、伸びてる多くは退職者医療分で、一般と老健は減るとというのが今の傾向でございます。

○川口委員長 山下委員。

○山下委員 それからもう1つ、この間の大阪府の老人医療の制度が大きく切り縮められまして、ほとんどが受けられないという制度になったわけですが、これと国保の受診との関係、医療費の波及とか、その辺の影響はどのようになっておりますか。

こういう制度改悪によって、これはもう間違いなくお年寄りにとっては非常に厳しいものになっているということは事実でありますけれども、そのことが本市の国保にはどういうふうに影響したのか、

そういう点でも一面を見ておきたいというわけでお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○川口委員長 佐藤参事。

○佐藤保健福祉部参事 府の老人医療の制度が改正されてるわけですが、全体として見たときには、確かに受診件数なり、また1日当たりの診療費、このあたりは減るというよりも、ふえる傾向にございます。

ただし、これが各年齢別でのデータというのが出ておりませんので、具体的にどの部分でどうなっているのかということと、それから先ほど藤浦委員のご質問の中にもございましたが、その時々の疾病の状況、ここらあたりとの関係が複雑に絡み合っておりますので、なかなか国保サイドでは把握をしにくいと、こういう状態でございます。

○川口委員長 上村委員。

○上村委員 今、藤浦委員、また山下委員から、いろいろ質問ありましたけども、私も毎年、この国保につきましてはいろいろ質問してまいりました。

今回、諮問が出されて答申が返ってきたということで、介護保険分については改定されたということであります。ただ、医療分については据え置くということになりました。私、非常に残念といいたいでしょうか、繰出金が全然減らない状況になってきたということであります。この答申に書かれてます最後の行ですね。今後も条例に準拠して行なっていくということは再確認したということであります。

先ほどの答弁の中でも、18年度以降についてはそういった方向で考えていくということでありました。

試算によりますと、繰出金ゼロになると所得割率が9.91ぐらいになるんですか。今の7.26が100分の9.9

1になるということでありまして。そうすれば、繰出金がゼロでいけるという保険料、財政運営になるということでありまして。

実は、市民に摂津市の国民健康保険料は大阪府下で2番目に安いんですよと言います。えっ、そんなことないですよ。市民は、ほとんど摂津市の国民健康保険料が安いということを知らないんです。大阪府下で2番目に安いんだということ。2億7,000万円も投資しながら市民が全く知らない、こんなむだな投資というか、市民にありがたみを余り感じていない2億7,000万円ということは非常に説明する方としても、せっかく2億7,000万円も投資しておきながら、ありがたみを感じてないというか、そういう今の状態ではないかなと。

広報でも載せてましたけども、市民がそのところに目が行ってないんじゃないかなという気がします。

それと、もう1つは国民健康保険料が市町村によって違うということを知らない人も多いです。国民健康保険と名前がつくんですから、国民は全部同じ保険料かなという思いを持っている人もおります。国民年金は、これは皆一律ですけども、同じこの国民健康保険とついとるんで、国民はみんな同じ国保料じゃないかなと。これは、テレビで、市町村によって違うんですかという話があったんで紹介しておきますけども、今、摂津市が2億7,000万円の保険料軽減分をしておきながら、市民に対してはそういう感情があるということでありまして。

この市政運営の基本方針の中に、10ページ、11ページ、国民健康保険につきましては、いつでも安心して医療を受けることができるよう安定的な財政運営を行なうため、全国統一に定めている4

0歳から64歳までの介護納付金分の保険料は改定させていただきますが、医療分の保険につきましては据え置きとしてまいりますというふうに、これは17年度に向けての市政運営方針なんで、このあとに本来は、「ただし」ということでつくべきではないかなというふうに思うんです。

ただし、18年度以降については何らかの方法を模索していく方法があるんじゃないかなというふうになってますんで、ここについてはどう考えておられるのかお答えねがいたいというふうに思ってます。

○川口委員長 佐藤参事。

○佐藤保健福祉部参事 繰り出し金のあり方の問題、それから保険料率の問題、これにつきましては過日の本会議で市長からの答弁にもございましたように、この17年度、一定検討をしていくという答弁を市長がされておられますので、具体的に、これはいわゆる政策推進課になるのか、財政課サイドになるのか、一定の打ち出しがされるようであれば、その部分については当然、国保に対する繰り出しの問題でもございますから、国保側の意見も申し上げながら検討はしてまいりたいというふうには考えております。

○川口委員長 上村委員。

○上村委員 以前から2億7,000万円ということで議論してきてますけども、この国民健康保険も、あるいは大阪府管轄とか、そういう府下統一とか、そういった方向に流れが行ってるんじゃないかなという気がするわけです。

そうなってくると、大阪府下平均9.9ぐらい、今7.26なんで、約2ポイントというか、それぐらいまで上げざるを得ないと。そうすると、物すごい大きな値上げをせざるを得ないという状況になっ

てくるんです。

そういった中で、今回、17年度は見送られたということでありまして。18年度、先ほどのお話ですと、国保条例に基づいた保険料率を設定していくということになりますと9.91を設定せざるを得ないと。

そうなってくると、物すごい大幅な値上げをせざるを得ないということでありまして。段階的に8を3分割ぐらいして3年ごとに値上げする等々の手もあるかもしれないけれども、保険条例でいくとそういう格好にせざるを得ないということではないかなと思います。

この2億7,000万円、十何年ずっと繰り入れしてきてるんです。総額的にも30億ぐらい投資してきとるわけです。その結果が先ほどの市民感情、市民の受け入れ方の結果になっておるんですよ。

やはり、これだけ市民のために使っているということをもう少しPRすることと、国保会計への繰り入れというのは福祉ですよ。本来は国保会計は国保会計で、きちり運営して、保険料率はきちり取って、ほんとに保険料の払えない人には福祉ということで還元することが、より明確にお金を福祉施策ということで出した方がメリハリがつくんじゃないかなという気がするんです。そっちの方が市民も、受けた方も喜びも大きいんじゃないかなと。

今、だっとどんぶり勘定でいって全体に投入して、実際もらってるかどうか実感もわからないということでは、10円のお金が100円の効果ということには結びつかないんじゃないかなという気がしています。

もう1つは、この国保運営の財政運営のあり方で先ほど藤浦委員の方からありましたけども、例えばなぜがはったり、

伝染病とかがはやったときに、物すごい医療費が要ったと。いきなり赤字になって一般会計からどっと繰り出しをせな運営できないという状況も想定されるわけです。そうならないがためにも、やっぱりある程度の国保財政単独で基金というものも持っておきながら、そこへ出し入れをして市民の暮らしを守っていくという方が市としてのあり方ではないかなというふうに思っています。そのことについても、ぜひもう一度お考えを述べていただきたいということです。

それと、今さっき言いました、今の繰り入れの仕方ですね。保険料を全体的に下げるということと、あるいはもう1つの方法として保険料を払えない人にそれを補てんしてあげるという方法で、そっちの方が僕としてはいいのではないかなという思いがあるんですけども、その国保財政の運営のあり方という点では、どう考えておられるのかお聞かせ願います。

○川口委員長 佐藤参事。

○佐藤保健福祉部参事 保険料の問題でございしますが、これ若干、脇道に逸れた話もあるかと思うんですが、この14年ごろに平成20年度をめぐりに都道府県単位の国保を統合すると、こういう政府の方からの方針が打ち出されておまして、既に何年かが経過してるわけですが、こういう中で1つは本年3月30日になりますが、国保、それから社保、健保、これらの医療保険者全部を集めて大阪府で保険者協議会を立ち上げると、こういうような動きが出てきております。

また、この平成17年度からの三位一体改革の中で、都道府県調整交付金というような形が出てきておまして、こういう全体の動きというのは、やはり都道府県単位で保険料を調整していくと。ないしは標準化していくと、こういうよう

な考えがベースにあるのかなと。

当然、そういう中で、これが2年、3年でそうなるのか、もっと長いスパンがかかるのか、都道府県という形なのか、例えば医療圏単位なのか、さまざまな紆余曲折がこれからあろうかと思うんですが、やはり国保の運営をつかさどるものとしては、そういう動きもやはり頭に置いた中で、この国保の運営をしっかりとやっていく必要があるなど、こんな考えをいたしております。

それから、繰出金を今のように、一般会計の部分だけで申しますと2億7,000万円という数字ですが、こういう形という部分でございしますが、確かにこれについては各市の状況を見ておきますと、例えば保険料の減免部分であるとか、それから本市の例で申しましたら精神、結核医療給付金であるとか、こういう形で具体の数字を出して、その部分を繰り入れをすると、こういう方式を取っている市も随分ございします。

仮にこの17年度に繰入金のあり方について議論をする機会があるようであれば、この部分、一定の目的を定めた中で繰入金というようなことについても、やはり私としては、してまいりたいと。これは、そういうプラス給付だけじゃなくて、先ほど福祉医療制度との兼ね合いが出てまいりましたが、例えば乳児医療であるとか、ひとり親家庭医療であるとか、老人福祉医療であるとか、こういう部分について一部負担金の公費負担をした部分については、国庫負担金がペナルティがかかっております。

これが平成16年度の数字で申しますと、年間約4,000万円ぐらい国庫負担金が減額されるというような仕組みになっておりますから、こういう部分については、やはり一般会計の繰出金が幾ら

削減というような形になっても、やはり国保特会の立場から申しますと、この部分はやはり一般会計から補てんをしてくださいと、こういうことは当然、担当課長として申し上げていかなければなりません。この一般会計の繰出金については協議の中で、そういう用途をもう少し明確にするということも必要な時期になっているという認識はいたしております。

それから、国保の特徴と申しますのは、医療費にしてもなかなか見込みにくい。それから、歳入にしても概算払いというようなものが入っておったり、調整交付金というものが入ったりして、予算を編成した段階で決算をピタッと見通すということは、なかなか難しい会計でございます。

そういう中で結果論としては、赤字になったり黒字になったりというようなことが出てくるということは、これはやはり何らかの対応が必要ではないかなと。そういう意味で申しますと、前回のこの委員会でも申し上げましたが、今の現状ではなかなか難しい状態だということは認識しておりますが、例えば基金を増設するとかいうような形の何らかのセーフティネットみたいな制度が必要ではないかと、こういうふうには考えております。

○川口委員長 上村委員。

○上村委員 この答申が2年続けて大体同じ内容で出てきてるんですね。要は、国保条例に準拠して保険料率を改正していただきたいと、こう答申されておるんです。2年、大体同じ内容なんですね。それを全然、2年続けてされてないということで、この国保運営協議会の方からも再三出されておりながら無視というか、全然そのとおりしてないということは非常に問題でもあって、今回介護の分はされましたけども、国保についてはずっと

答申を無視された。無視されたというか、答申どおりにされてないということは、やっぱり問題ではないかなと思ってます。また来年も多分同じような内容で答申が出てくると思います。

それと、この国保運協で審議する意味がないのではないかなという気もするわけです。やっぱり、出された、諮問して答申された内容については真摯に受けとめて、これは実行してもらわないと、この人は多分、これは摂津市民のためを思ってこういう答申をされてると思うんです。

この答申については、真摯に受けとめて着実に実行する方向でもしてもらわないと、同じ内容で毎年毎年同じことをここで言う格好になるんです。

そのことは、市としても受けとめてほしいなというのがあります。このことについて、最後に助役の方からお答えねがいます。

○川口委員長 小野助役。

○小野助役 今、上村委員から言われた部分で、先ほど総務常任委員会が終わったんですが、市としては今回、平成17年度の基本方針につきましては、基本的には現下の財政状況を考えましたときに、市としては平成18年度におきましてどうあるべきかという議論の中で、17年度の中で国保の運協で今後の本市の保険料と、それから市の繰出金のあり方はどうあるべきかということを議論していただきたいというふうにも思っておりますし、そういうお願いをするつもりでございます。

いずれにいたしましても安心して医療を受けられるということができるようにと、また安定的な財政運営を行なうためということでございます。

それで、いずれにいたしましても、この国保問題も含めまして大きく繰出金の

問題のあり方にかかわってまいります。そういったことで、間違いなくこの主要基金の残高が12.4億円になるということ。そして、若干16年度予算での執行差金なり、17年度予算執行差金等々で市トータルとしての予算は18年度は、まず組めるといふふうに見ますが、いわゆる19年度以降が今のところ見通しが立っていないという状況がございますから、私どもとしてはできるだけ市民負担を避けていくという形の中ではありますが、今申し上げた今後のあり方について、きちんと一度、市として整理をさせていただかなければならない時期に来たのかなと。

ただし、これは当然なことではありますが、市民の代表であります議会と十分議論をさせていただくということが1つ前提条件でございますが、できるだけ今申し上げました、冒頭申し上げました今後の市の繰出金と保険料のあり方につきましては、今一度、国保の運協で十分な議論をいただいて一定の方向をお願いし、市はそのことをもって一定の議会と十分な議論をしていきたいということを思っております。

毎年毎年の中でこういう議論をさせてもらっておるんですが、やはり一定の基金があればこそ、こういう議論も成り立ったわけではありますが、いよいよの時代が来るということの中で、私どもはそういう国民健康保険については、そういう考え方を持っておると。

また、市全体としても大きく繰出金の問題は、非常に聞きづらい点もあるかと思いますが、これからも市としてのいろんな考え方の中を申し上げながら、議会と十分な了承を得られるような取り組みをしてまいりたいというふうにございます。

○川口委員長 ほかにございせんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○川口委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後2時56分 休憩)

(午後3時30分 再開)

○川口委員長 再開いたします。

議案第8号及び議案第14号の審査を行ないます。

本2件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。藤浦委員。

○藤浦委員 17年度予算に先立ちまして、昨年、これは何回か私、質問いたしました。介護保険に関して、介護という問題、それから医療という問題、また建築という3つの分野の連携が大事であると。これは、特に住宅改造とか、そういう介護保険を適用して、そういう住宅の改造をされていくときに、ケアマネージャー等がその計画をつくられていくんですが、うまく本当にその人に合った住宅に改造なされているかどうかと。

全国的には、いろいろこういう部分での問題が起こっていますよと、こういうお話をさせていただきました。

16年3月24日に、市として「高齢者にやさしい住宅改修」というふうなテーマのもとで講習会を開いていただいたような経緯もございました。

その後、こうした問題につきまして、いろいろ相談体制についての体制をちょっと考慮されたとか。ちょっと小耳に挟んでいるわけですが、そういう改善策、どのようななされてきているのかと。利用者からの声という形になるかもわかりませんし、結果、どういうふうな形で、認識されている程度で結構ですから教えていただきたいなと思います。

それから、2番目に直接これは健康推

進課の方でやられておりますが、介護保険課と国民健康保険年金課と連携をしながら高齢者筋力トレーニングについて16年度については実施をしていただきました。これは、介護のそういう利用者の改善を図っていこうと、少しでも自立できるような支援の1つとして、また介護保険を抑制していく1つの今後の課題として実験的に導入をしていただきました。

その検証については代表質問のときにもお答えをいただきまして、ある程度、一定の改善が見られると、効果が出ているということで17年度については、今度は春と秋の2回を予定されておりますということでございましたけども、これ、もう少し詳しく決められているかどうかはわかりませんが、詳しくご説明願えればお願いしたいということで、安威川の南と北で2か所で今度はやりたいなというようなこともあると思うんですが、場所をどの辺で考えていらっしゃるのかということですね。それから、募集人数なんかもある程度考えていらっしゃるんであれば、教えていただければありがたいなと、これをお尋ねいたします。

3番目に、高齢者ご自身の意識改革の件ということで、特にこれは携われるケアマネージャーの研修の中で、そういう接していく中で自立をして、少しでも元気で長生きをして暮らしていこうと、そういう意識をご高齢者の方が持っていて、頑張っていこうと。これは、ほかの政策でも共通したことだと思っておりますけども、リハサロンとか、いろんなことをやっておりますけども、それは結局はご本人が頑張っていこうという、そういう気持ちがあって、それが本当に活かされていく政策につながっていくことなんですけども、そういうのに反して一部の方かも知れませんが、やっぱり介護保険は何

かいっぱい使った方が得というふうな、また介護度は上がっていく方が得をしたような、何か感覚の方もいらっしゃると思います。

それは正しいのか間違いなのかということよりも、元気で健康で長生きをしていく、そういう摂津市をつくっていこうという意味からは、やっぱり目指す方向が違うように思うわけですが、そういうご高齢の方の意識を改革していくための何か取り組みをとということで以前も質問をさせていただきました。

いろいろ検討していきたいと、こういうご答弁だったんですが、17年度、また今後こういった研修とか、それから具体的な施策を何か考えていらっしゃるのか教えてください。

それから、最後ですが、グループホームのことです。数年前に、あるグループホームが摂津市のそういう許可という形ではなくて、大阪府から許可をいただいて営業をはじめられたと、こういうようなことがございまして、そのほかにもちょっとそういう施設が引き合いには来ているというふうなこともお聞きしてはおりますけども、これ、今、国が介護保険の改正を進めておりますけども、あのときも国に対して実は先住所負担ということで、住所を移されたときに先住所地の方で特養と同じような扱いをしてほしいという要望をしていきますと、こういうような答弁もございましたし、要望もしたわけですが、全体的に介護保険の体制も含めた形での、国も含めた動き、総括的にどのようになっているのか。

具体的に、本市の中でグループホームの動き、もともと予定している分以外分、その辺の動きと相まってどうなっているのか。

また、そういう中で担当者としての方

針、考え方、どのようにされていていいのかということをお答えを願いたいと思います。

○川口委員長 井口課長。

○井口介護保険課長 まず1点目ですが、介護、医療、建築の連携について、特に住宅改修に当たりましての講習会を前年度させていただいたわけですが、それ以降の相談体制の改善と利用者からの声はどうなっているのかというお問いだと思いますが、これにつきましては昨年の研修会以後、住宅改修の申請に当たりましては、従来の事前書類の審査に加えまして、OT、PTを同行させまして、拡大をして調査、審査させてもらっているという方向に、今、動いております。

ちなみに同行率は、研修後の部分と比べますと、約10.6ポイント、66.8%まで上昇しております。

このほかにも担当職員が大阪府の住宅バリアフリー化促進分科会というところに参加をさせて、建築分野の研修を取り入れているというような、今、状況でございます。

今後につきましては、府が計画しておるところでございますが、住宅改造相談員派遣制度というのをモデル事業で実施をしておるところでございますが、この動向を見極めながら、本市では何か取り入れるものがあるのかなというようなことを探っていきたいなというふうに思っております。

利用者からのお声は、ちょっとじかにはまだ私どもに届いておりませんが、あとでき上がってから検査にも行っておりますし、業者の方が当初考えていた例えば手すりですとか、スロープの設置につきましても実際現場を見まして、当初の設計よりはOT、PTに来ていた

だいて自分の体に合った段差になったりとか、位置についているなということを楽しんでいただいている声は幾らかは聞いております。

今後こういう形で業者指導にも、建築の人材を活用して建築分野の人と連携をとって取り組んでいきたいなというふうに思っております。

2点目の高齢者筋力トレーニングにつきましては、私どもよりも健康推進課の方が主になってやっていただいているわけですが、来年度の取り組みといたしましては、春秋の2回、場所につきましては春の部分が老人福祉センターふれあいの里で4月11日から7月21日まで、前回と同じく全28回のコースで予定をしております。

募集人員につきましては18名を予定いたしております。

前回は、効果はまだ測定できていないという状況でございましたけれども、今回、16年度の実施につきましては、一定、効果が明らかになりましたので、簡単にご紹介させていただきますと、非該当の方、要支援の方、特に介護度の軽度の方がかなり効果があったというふうに出しております。

介護度が変わらずとも本人の気持ちとして、最終、修了証をお渡しさせていただいたときに1人ずつ感想を述べていただいたわけですが、その中には体が軽くなった、歩く速さがアップした、気持ちが前向きになったというような言葉をいただいております。

ですから、先ほどの質問と前後しますが、高齢者の方のお気持ちが、かなり前向きになってきているということで、一定、効果はあったのではないかなというふうに考えておりますので、春は老人福祉センター、秋につきましては、また

安威川以北で桜苑になるのか、ちょっとこら辺もまだ微妙でございますけども、もう1回予定をしております。

3点目の高齢者の意識改革。特にケアマネの研修についての取り組みと実績についての検証はどうなっているのかというお問い合わせでございますが、こちらにつきましては事業者連絡会を通じまして、全体研修ですとかケアマネ部会、通所部会、入所部会というような各部会で計画的に研修を進めております。

16年度につきましては全体研修を3回実施いたしております。研修のテーマとしましては、「サービス提供者の人権意識」というテーマと、「ノロウイルスに関する感染予防と高齢者接遇の3H」、「難病患者の施設利用」というようなテーマで3回実施をいたしました。

また、ケアマネージャー部会の研修といたしましては、介護予防、歯科健診、福祉サービス、難病患者の施設利用といった形で、月2回の研修を実施いたしております。

今後こういった研修を継続的に、また計画的に進めながらサービスの質の向上、給付の適正化などに向けて取り組んでいきたいなど。

何よりも介護保険におきましては、ケアマネージャーの果たす役割というのが一番大きくございまして、ケアマネージャーをまず中立公平な立場でプランを立てて、その方々の利用者の方の尊厳を大事にし、サービス、心身の向上に努めるようなプランが立てられるようにノウハウを養っていただくということが主眼でございますので、今後もいろいろなテーマで研修を実施していきたい。これは事業者連絡会が主体でございますが、講師の派遣ですとか、その時折のテーマは、市の方からもご意見を述べさせていただいて実施

に向けてサポートしていきたいというふうに考えております。

それから最後の4点目のグループホームに関して、制度改正の動きの中で今後具体的に本市はどういうふうに動いていくのか、どういう方針なのかというお問い合わせでございますが、第2期計画では19年度までの利用者数を39人というふうに見込んでおきまして、現在、市内2か所、54人の定員が確保されております。

そのうち、実際の利用者数につきましては、現段階で28名が利用されておられます。その内訳といたしましては、市内の方が6名、市外が22名となっております。

なお、市民の方で市外の施設を使っていらっしゃる方もいらっしゃいますので、その方たちは8名というふうになっております。

18年度に向けての改正につきましては、地域密着型サービスというサービスが創設されることに伴いまして、認知症対応型グループホームにつきましては、今まで府の指定許可でいったわけですけども、市町村にこの指定・指導許可権限が下りてまいるというふうに聞いております。そうすることによって、市は新たな参入希望の事業所に対しまして、現在の計画を上回る設置開設がありますので、お断りをする方向でいこうかなというふうに考えております。

また、第三者評価、施設自身が第三者を入れましてサービスの評価をするわけでございますけれども、このグループホームにつきましては義務づけがされておりますので、こういったこともあわせ持ってこれから事故等のないようにサービスが適正に供給されるように見守っていききたいなというふうに思っております。

○川口委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 まず1点目の介護医療、地区の分野での連携ということで、いろいろやっていただく中で改善をされてきているという報告がございました。特に実際に作業療養士、それから理学療法士ですか、一緒に相談に乗られてるということで、こういった面はやっぱり非常に有効であろうと、こういうふう思うわけです。

さらに、これをしっかりと充実、体制を維持、また向上するための施策をしっかりと、主な手だてを、これは要望しておきます。お願いいたします。

それから、高齢者筋力トレーニング、これはわかりました。しっかりと、さらにその結果が出せるような取り組みをしていただきながら実際の18年度からの介護保険の改正のときに、しっかりとそれを生かして先進的な取り組みを、有効な取り組みができるような、まだまだ準備段階だと思えますが、17、18年度も頑張ってくださいようによろしく願いいたします。

それから、3番目の高齢者の皆さんの意識改革の話ですけども、やはりケアマネージャーが大きくかわっていらっしゃるというふうな位置にありますし、いろんなそれ以外のことも研修は頻繁にやられていますよということでございましたけども、特にケアマネージャーが全国的には問題になってますね。これは、業者、介護事業者が抱えているケアマネージャーというのは、どうしても利益誘導のような方向に動いているんじゃないかというふうなことが非常に問題視されているわけですけど、それも改革の1つの中に入っておりますけども、そうした観点で本市の状態がどのようになっているのか。

本来は、そういう相逆行するような高齢者の意識改革とケアマネージャーの立

場というのは非常に逆行するような立場に置かれているんじゃないですかということ言うてたわけですが、この辺の実情はどうか、摂津市の場合の、各事業所のケアマネージャー、その研修会の中で、そういったものの改善策とか、やられているのであれば、もう一度ちょっと、この点をご質問したいと思います。

それから、4番目のグループホームの件ですが、先ほど28名ご利用されてて、6名は市内の方、これは当然、住所地もそのままですが、市外の22人の方について、これは住所地がこちらに入れられているのかどうかというふうなことはつかんでらっしゃるんでしょうか。

これはちょっと個人情報になるかもわかりませんが、これはこちらに住所を移されたら、摂津市の介護保険会計の中に入ることになると思うんですが、その辺の実態がわかれば。

それから、市外施設に入っていらっしゃる8名の方も、これも住所ごと、市外に持っていかれているのか、わかれば一度教えてください。

それから、1点抜けてましたのは、具体的に新しい施設の引き合い等が来てるんじゃないかという話、その辺のことが抜けておったと思いますので、それだけちょっとつけ加えて答弁をお願いします。

○川口委員長 井口課長。

○井口介護保険課長 まず、3番目、高齢者の意識改革等、ケアマネージャーの研修の進み具合といったことの取り組みは、研修を通じてさせていただいてるわけですけども、事業所が利用者を取り込んでいるのではないかと。利益誘導、サービス事業者と併設されたケアマネージャーについては、自分のところの事業所へサービスを利用するように動いてるんじゃないかというようなお問いだと思いますが、

これにつきましてはケアプランを検証いたしておりますし、国保連合会のデータをちょうだいいたしまして活用いたしまして、サービスが偏っていないか、ワンパターンのサービスが継続していないかというような視点でもって、今、チェックをかけております。

自分のところの系列の事業所に偏ったサービスを提供しているというところが見受けられましたときには、例えばレンタルなんかそうですけれども、福祉用具のレンタルは価格が府下の平均を上回った高い価格の分になるにもかかわらず、自分のところの系列の会社を利用しているというようなプランが発見されましたときには、府下の平均の価格をお示ししたり、市内のほかの安い業者もあるんじゃないですかというようなチェックを入れさせていただいて改善に取り組んでいるというような状況でございます。これは、一概に確証がなかなかございませんので、どういうことだという切り口は、なかなか難しいんですけれども、データを活用しながら実態把握に努めていきたいなというふうに考えております。

それから4つ目のグループホームの住所地特例と申しますか、住所の取り扱いについてのお問いでございますが、現在、22名の市外の方が利用されておられますが、住所は市外のままでございます。

ですから、摂津市の負担にはなっておりませんが、これは住民基本台帳法に基づいて国の方は本来、これは居宅サービスでございますので、住所は摂津の方に移していただいても結構ですよというふうな形で移すべきではないかとまでは言ってるんですけども、そうなりますとたちまち摂津市の負担になりますので、今のところはお協力をいただいているというふうな形でございます。これが実態でござ

います。

なお、8名の市内の方が市外の施設を利用されておられますが、この方たちについては摂津市の住所のままでございます。ですから、摂津市の負担になっておるところでございます。

いずれにしても、18年度の改正に向けまして、この住所地特例を適用してほしいというふうに私も全国市長会を通じて要望してまいりましたが、このグループホームに限りましては、指定許可権限が市町村にありということで住所地特例は認めてもらえませんでした。

ですから、来られたときには計画にオーバーするような充足数を満たしてありますので、ご遠慮くださいというような規制しか今のところ、かけるところはございません。

ただ、摂津市以外、島本町ですとか、現にたくさんのグループホームを抱えていらっしゃる市町村の保険者にとっては、今現在の入居者がすべて市内に住所を移されるとなれば大変な負担になることは明らかですので、この辺はどうなるのかということをお今、国の方に問い合わせしておりますけれども、答えは返ってきませんで、住所地特例は設けないというような一点張りでございます。これも根気よく要望してまいりたいというふうに、今、考えております。

それから、新しい施設の動向でございますが、これは年を明けてからですけれども、つい最近、千里丘東4丁目あたりで文化住宅が空き家になりまして、そこにグループホームができるというふうな看板が立っておるといった情報をいただきまして、私も早速、現地へ行ってきました。

本来であれば、グループホームの建設なり、福祉施設の建設に当たっては、ま

ず市町村の方に打診があるのかな、何か調査が来るのかなというふうに思っておったわけですが、一切来ておりません。

ですから、ご近所の方の通報ですとかをいただいて初めてわかった次第でございます。こういった、もしこれから交渉があったときには、先ほど申したとおり、摂津市は今のところ充足しておりますのでご遠慮願えませんかというような形で当たろうかなというふうに考えております。

○川口委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 それでは最後、3番目のところ、ケアマネージャーの関係から、いろいろチェックをしていただいているということですが、本来はチェックもそうなのですが、ケアマネージャー自身がそういうご自身の意識を変えていただくというとおかしいですが、そういう業者の利益云々というよりも、少しでも本来的な自立ができるようなプランが立てられるような環境を整えてあげるとか、そういう意識に立ってもらおうということが重要なんだろうというふうに思うわけです。

これは、介護保険制度の改正も進められておりますけれども、それと相まってになりますけれども、市としてもやっぱり健康長寿社会を目指すためにも、これはしっかり取り組んでいただきたいなと。

今、いろいろ我々の議論の中でも、だれにでも気軽にできる体操を普及していこうとか、この筋力トレーニングもそうですし、健康づくり都市宣言というように、摂津市、本当に健康で長生きができる、そういう市にしていこうというふうな取り組みの中でも、この意識改革という部分は、すごく大事だし、また困難だろうなというふうに思うんです。そういう意味から、これはしっかり取り組んでいただきたいなというふうに思い

ますので、これは要望しておきます。

それから、グループホームの関連ですが、先ほど住所地の件を示していただきましたけれども、外から来られてる方も住所地は持ってこられていない。これは前にもお願いしたらどうだというふうなことがあって、お願いしていただいたんかどうかわかりませんが、摂津市から外に行かれてる方も住所地を持って出られていない。先ほどの答弁では市内の方がということですから、住所地を持って行った人は市外の人になったから知りませんねんということですね。それは、わからないわけですが、持って行った人は、そういうことですね。

この市内の6名というのは、住所を外から持ってきた人のことですか。もともと市内に住んではった人ですか、もともと住んではった人のこと。ということは、持ってこられた方はいないということで、出ていかれた方はいるかもわからないと、こういうことですね。はい、わかりました。

これも、いつまでもそれは法律に則ってるわけではないので、それを貫くわけにはいかないと思いますけれども、これはできる限りの努力をということでお願いしたいと思います。

それから、制度改正に伴って市町村が許可ということになりますから、これは介護プランのこれから会計に入られると思いますし、それも含めてしっかり計画をつくっていただきながら、地方として言うべきことは国に言いながら、しっかりと体制を取っていただくように、これはしっかり研鑽していただきながらやっていただくことを要望しておきたいと思っておりますので、お願いいたします。

○川口委員長 ほかにございませんか。

山下委員。

○山下委員 介護保険が実施をされて、ことし5年目の見直しということでありますけれども、見直しの中身が大問題だというふうに思います。

私は、一番大きな問題は、介護サービスの利用がかえって本人の能力実現を妨げていると、こういうような議論が盛んに行なわれておいて、要支援や要介護度1の方々の介護サービスを切り捨てようとしていると、こういうことが実際にはきちんと介護を受けている人の方が状態が悪化しないというのが現場の共通した声であるということも伺っております。

問題なのは、やっぱり介護サービス料が非常に高いという状況であります。これをまだ1割負担を2割、3割に引き上げていくというような、そういう検討さえしていると。

特に、施設介護では、特別養護老人ホームなどの利用料はホテルコストの徴収ということで、これは非常に高く、月額3万円から8万円の値上げというふうなことも検討されていると。

相部屋でも8万7,000円とか、個室で13万4,000円と、こうなった平均で月に6万6,000円の国民年金の満額受給者でも払えますかということになっているわけです。こういうのが実態だと思うんです。

先ほども申し上げましたように、もう1つは見直しと称して20歳から保険料を徴収するというので、これの20歳から徴収したいがために、この介護保険料を徴収する大義名分として障害者の介護をここに組み入れようということであって、これは大きな問題だというふうに思うんです。

それから、介護保険導入前から、こういうサービスを受けている方々について、これは廃止しようとしておりますが、と

りわけ特別養護老人ホームの利用料の値上げ、自立や要支援の人、入所している人、継続入所を廃止されれば行くあてがないということで、そういう状況のまま特別養護老人ホームを追い出されるといふ、こういうことも生み出しかねないという事態になっております。

摂津では、それがどの程度あるのかと、そういう方々がどの程度あるのかということが問題ですが、その辺はどういうふうにごらんになっているのでしょうか。

先ほども申し上げましたけども、今、大きな問題というのは、今でさえ低所得者を中心に介護保険サービスを受けたいが、利用料負担が大きいために、それを控えていると、それがサービス総量の4割しか利用されていないという、また利用できないという、そういう実態こそ問題だと思うんですね。

こういう点については、一体、本市としてはどう考えるのか。国の方向は非常に、そういう点では要介護度1、あるいは要支援を切り捨てていくとかいうふうな方向にしようとしておりますけれども、そういうことで1割負担ということで非常に重くなっていると、これがさらに重くなれば外部の介護サービスを減少させて家庭内で介護しなければならないと、これは逆戻りじゃないですか。そういう事態になっているということも問題であります。

それから、先ほどからも申し上げますが、介護保険料の引き上げと。これは、65歳以上の第1号被保険者のサービス料も上げられましたが、こういうことで本人の保険料負担がふえるということも非常に深刻であります。こういう事態は、一体どうなのかと。

施設不足という点では、どうですかと。摂津の場合は、特別養護老人ホームは、

昨年の開所も入れて274床ということになったんですかね。それから、養護老人ホームが50床でしたか。そういうことの中で、例えば計画のとおりには、ほぼ進んでいるというふうに評価なさっているのかもしれませんが、こういう点ではどうかということが言えるんじゃないかと思うんです。こういう点では、どうかということをお聞きしておきたいと思います。

そういう保険料、利用料の問題ですね。私どもとしては、保険料はやっぱり応能負担と、これは国保についても同じことが言えるんでありますけれども、能力に応じた負担ということをやっぱり全体の基本にして、所得比例で負担をさせていくということこそ大事なことではないかと思うんですが、こういうあたりの基本的な考え方についてお聞きをしておきたいと思います。

○川口委員長 井口課長。

○井口介護保険課長 まず1点目の5年後の介護保険制度の見直しに当たりまして、介護サービスの切り捨てですとか、1割負担の見直しとか、20歳適用、さまざまな懸念があるというふうなご質問だと思いますが、まず介護サービスの切り捨てというところでございますけれども、前も申し上げたかと思うんですけれども、介護サービスがその方の自立支援につながっているのかどうかという、この視点で今までは予防サービスと介護サービスがごっちゃになっておったというような実態でございます。やはり、予防が適切な方については予防を進めていく。介護度を重度化させない。

また、介護を必要としない、介護を使わなくても自立できるという状況を長続きさせるというねらいで予防給付が設けられておったわけですが、実際ふた

をあけてみますと、介護サービスと何ら変わりがないと、この辺のメリハリをつける意味で今回、18年度の改正に当たっては、予防給付を充実させていくんだということで、介護予防のサービスを軽度の方に使っていただくという形ですので、サービスの打ち切りというよりも、その方に適したサービスを提供していこうというような動きかと私は思っております。また、そうあるべきだと思います。

それから、サービスを使っている方が悪化しないのではないかという委員のご指摘でございますが、確かに重度の方については、それは言えるかなと思いますが、軽度の方については、先ほどの高齢者筋力トレーニング教室でも、少ないデータで申しわけないんですけども、一定、改善が見られてるということですので、予防サービスを使えばよくなるんじゃないかなと。今までみたいな介護サービスになればどうかと思いますけども、予防サービスになれば向上するんじゃないかな。下肢機能筋力が向上して、寝たきりを防げるとか、元気で長生きできるんじゃないかなというような方向が国の方は打ち出しておりますので、私どももそれを先取りしましてといいますか、高齢者筋力トレーニングを進めておるところでございます。

それから、1割負担の問題ですけれども、これについては、今のところ2割にする、3割にするというような話は、市の方には届いておりません。今回の改正でも、それはうたわれていないということでございます。

それから、ホテルコストにつきましては前倒して17年度の10月に実施ということで、私どもその準備に追われているところでございますが、確かに負担はふえます。しかしながら国の方は、第2

段階の方につきましては、一定、低所得段階につきましては、一定、軽減を図っているということで負担を極力少なくしているというのが実情でございますし、居宅で使われている費用と施設に入っている方の持ち出し費用と比べまして、こちら辺の負担の均衡を図りたいということがねらいでございますので、一定、ご負担はいただかないかんのかなというふうに考えております。

それから、利用負担が多いためにサービスが十分使えてないのではないかとというご指摘でございますが、これも前回お答えをさせていただきましたが、確かに利用負担について低所得者は困っていらっしゃることもあるかと思えます。利用料の減免をしてはどうかと、創設をすべきではないかというご指摘、ご要望もいただいておりますけれども、これは介護保険料の中で賄うべきものでございますので、保険料に上乗せはできませんので、その財源はどうするかというと、一般財源に求めないといけません。

今の市の状況におきましては、一般財源からの繰り入れは非常に厳しい状況でございますので、利用者負担、利用料の減免については今のところ考えておらない。そのかわり低所得者に対する、ほかの手だてはないのかということで第2段階の細分化、保険料を今の第2段階をさらに2つに分けて低所得者に対する保険料の軽減を図るとい、今回改正にも盛り込まれておりますので、そういった動きを見ながら低所得者に対する動向を見ていきたいなというふうに考えております。

それから、保険料の値上げにつきましては、今、ちょっと答弁が重なりますけれども、私どもの現行の内容で試算しますと、これは世帯非課税ということで、

世帯考慮は今のところできませんで、個人ベースで考えていきますと、このままの推移でいきますと4,300円ぐらいになるのかなと、これは国の方でも4,300円ぐらいかなというふうに言われておりますので、摂津市も今のところ調べた限りでは、それに近い数字が出てくるのかなというふうに、粗い試算でございますけれども、しております。

ただ、制度の詳細がまだはっきりわかっておりませんので、また所得のつかま方もまだ粗ろうございますので、下振れは、まだあるかと思えます。

それから、施設の設置状況はどうかという問いでございますが、現在、委員もおっしゃいましたように特養は274床ございます。老健は、172床、計画どおり進んでおります。

19年度達成利用料見込みを上回る施設の数確保されているということでございますので、今のところ建設の予定はございません。新たな建設は、今のところ予定をしております。

それから、応能負担についての考え方はどうかというお問い合わせでございますが、確かに国民健康保険につきましては、応能負担が一部導入されているという状態でございますけれども、介護保険につきましては5段階設定の定額、基準額で上下5段階設定で設けてるわけですが、応能負担という考えではなく、応益負担ということでいくという形になっておりますので、国の制度でございますので、市がどこまでできるのかとい、裁量の余地はすごく限られているわけで、今回改正で言われてます第2段階、新第2段階の保険料率をどうするか。このあたりが市の裁量の発揮しどころかなというふうに、今考えておりますので、この部分を極力考慮して取り組んでいき

たい。

高齢者かがやきプランの方でご意見を賜りながら、この辺は詰めていきたいなというふうに考えております。

○川口委員長 山下委員。

○山下委員 とりわけ軽度の要支援だとか、要介護度1というところについての認識が若干違うと私は感じました。これもでたらめに、この要介護度や要支援を決めたわけではなく、あるいはまたその認定に基づくサービスの総量が決められているので、これ何も勝手にサービスを受けるといふわけにいかんのですよ。医療費とは違って、認定という作業があるじゃないですか。その認定の作業を経てサービス総量が決められたと、それが十分には活用されてないと、4割しか使われてないというところに問題があるん違うかという提起をしてるわけで、そのおっしゃってる介護予防に力を入れなあかんというご意見ですが、これはやっぱりきちんとした介護ということが、そのもともとの趣旨であったんですね。

介護予防なんて言い出したのは最近になってから言い出したわけで、そういう要介護度1だとか、要支援という人たちの介護サービスが過剰であるみたいな、こういう議論、あるいは制度発足以前から施設入所されていた方々に対する措置をこういうところから追い出すという、そういうことも起きてきてるとということが私は問題だというふうに思うんです。

それは、おっしゃったように筋力トレーニングで効果のある場合もあると。私もこの2月に東北の方に介護予防の視察に行っていました。山形県の新庄市では、この介護予防ということで筋力トレーニングをやっているということで、早手を挙げたけれども、これ本当に役に立つのかということで、そういう国の枠では

なくて独自のものとしてやり出したと、そういうことが適用するかどうかわからんというような、そういうこともあったようですが、そういうような実態だというふうに、私の行ったところではそういうような状況でありました。

もちろん介護予防ということを否定しているわけじゃありません。これ、非常に大事なことだと思います。要介護とかにならないように、介護予防ということは必要だけれども、それはいわば要支援、要介護になる以前の、そういうことも含めて大事だというような意味で、これはしっかりと的を当てないと要介護度1とか、要支援とかいうのは、それなりの認定といいますか、支援ということの中身を定めているわけですから、それによってサービスの総量も決めているわけですから、その根底が一体どうなのかという、そういう検証なしには安易にこれを筋力トレーニングというふうなことで置きかえられるかといったら、そういうことではないというふうに思うんですね。

それから、介護保険料の方ですが、5段階の方ですね。これ、第2段階の細分化ということで、今年度の最初に介護保険料の減免制度ということで申し上げました。これの適応が一体どうだったのかということ、第一段階、第2段階、第3段階、第4段階、第5段階、それぞれの階層の人数、この第2段階でこの減免に該当した人は一体幾らだったのか。

それは、17年度の見通しとして一体どうなっているのか、その辺もお聞かせいただきたいと思います。

○川口委員長 井口課長。

○井口介護保険課長 1番目の軽度の認識が違うのではないかとということでございましたけれども、介護予防は確かに最近のはやり言葉のように、あちこちで聞

きますけれども本市も筋力トレーニングにつきましてはモデル事業になる前の取り組みということで、いち早く取り組んだわけですけれども、今までの予防事業、一般施策でやっておりました老人保健の事業の中で取り組んでました転倒骨折予防教室ですとか、いきいきハサロンですとか、機能訓練、そういったものもあったんですけれども、さらに新しい手法を取り入れてご家庭で気軽に、だれでもが簡単にできるようなトレーニングはないのかということで取り入れました。

今回、それが予防事業として効果があるのではないかとということで、これを励みにもう少し進めていきたいというふうに考えておるんですけれども、既存の予防事業も一般施策だからとか、老人だからということじゃなくて、介護保険と相まって、一体的にこれから進めていきたいと。健康事業として、いろんな仕掛けを考えていきながら進めていきたいというふうに考えております。

確かに介護度の軽い方よりも介護を受ける前、非該当の方、自立されて、これから介護を受けるかなという予備的な方にする方が効果があるのではないかと委員のご指摘でございます。確かにそれもでございます。

また一方では、要支援、要介護1という軽度の方にも効果があるということも言われております。ですから、両方の方を対象にこれから進めていくべきではないかなというふうに考えております。

新しい改正の中では、見直しの中では、予防事業と地域支援事業と呼びますけれども、この中で地域包括支援センターを中心として予防プランを立てて、継続的に予防サービスを展開していくというような構想がございますので、本市もそれに則って、この高齢者の筋力トレーニング

ですとか、あとは口腔衛生問題、歯科健診、歯科の問題ですとか、栄養改善ですとか、今まで地域で展開している機能訓練をいろいろ工夫しまして展開していきたいなというふうに考えております。

それから、2点目の保険料の5段階、減免適用の実情でございますけれども、15年度につきましては19件の適用がございました。減免額は18万4,500円。それから、16年度、今現在では15件の申請がございまして、承認は下ろさせていただきまして12万1,360円の減免となっております。

階層については、第2段階の方が対象でございますので、第2段階の方が半額になると、第1段階と同じ金額になるという減免でございます。

○川口委員長 ほかにございませんか。

上村委員。

○上村委員 まず1点目ですけども、給付費が総額28億円弱あるということで、今回、居宅介護が14億円ということで施設介護を抜いて大幅にふえたということであります。それについて、この居宅介護は過去、今後、どういう推移で来たのかなという見込み、過去の実績と見込みを教えてくださいということなんです。

それと、1点教えてくださいんですけども、今回、予算がトータル30億3,242万3,000円ということで前年度より5億1,000万円ふえたということですよ。

この収支で見ると、今までは基金で若干調整しながら来てはいたけども、今回、基金を投入せずに、これ収支バランスが財政安定化基金支出金というのが今回1億693万円、収入で入ってきて、これで収支バランスが取れる格好になったのか。

この財政安定化基金の支出金というの

は、説明があったような気もするんですけど、実際どういう形で大阪府から出されているのかなということを教えてください。

○川口委員長 井口課長。

○井口介護保険課長 まず、1点目の居宅介護サービス費が施設サービス費を上回っておりまして、居宅サービスの推移はどうなっているのかというお問い合わせですが、実は平成14年の後半から居宅サービスが施設サービスを上回ってきております。

具体的に12年度から追って申し上げますと、居宅サービス費が12年度は5億5,187万1,814円、13年度が8億4,986万4,438円、14年度が10億4,868万6,744円、15年度が12億4,116万7,629円となっています。

もう少し施設の対比を申し上げますと、居宅と施設の差でございますが、12年度は42.4%対57.0%、100%にならないのは、その他のサービスが入ってございますので、若干100にはなりません。その次、13年度は46.6対52.7、14年度は51.8対47.5、15年度は57.6対41.6というような形で、14年度から逆転をしておるといところでございます。

16年度の見込みにつきましても居宅の方が14億3,138万2,000円を計上しておりますので、比率としましては56.2%、施設の方は43.1%というふうに見込んでおります。

今後、この傾向は続いていくと思われましても、施設の方は16年度後半から特養ひかりがオープンしまして、70床ふえましたので、この分がフル稼働いたしますと、17年度にはかなり、またふえてくると。

あわせて、ひかりの方でグループホームも2ユニット、18名枠がございますので、この分もフル稼働いたしますと居宅もふえてくるということで、率的には同じぐらいの伸びを示すのかなということで、17年度はそれぞれ13%のアップを見込んでおります。これは決算ベースです。16年度の決算見込みと比較いたしまして13%のアップを予算計上させていただいております。

それから、財政安定化基金につきましてですけれども、今回初めて収支バランス、委員おっしゃるとおり収支均衡を保つために財政安定化基金からの借入れを計画いたしております。

これにつきましては、給付費の見込み違いですとか、急増に対する不足を補うための財源でございまして、国・府・市の三者が拠出し合って、ためている基金でございまして。

一定条件が整えば借入れは可能でございますが、確約をいただいたわけではございませんし、この1億円がすべて借入れができるともまだ決まっておりませんが、できるだけその方向で頑張っていくんですけれども、それよりもまず収支、給付費を何とか抑えていくというのが先だろうと思います。内部努力をいたしまして、先ほどの予防事業ですとか、給付の適正な支出とかに力を入れて、給付が伸びないように抑制をかけていって、安定化基金を使わずとも済むような形で持っていきたいなというふうに思っております。

○川口委員長 上村委員。

○上村委員 利用者の伸び、保険給付費の伸びということで、これは多分13%ぐらい毎年伸びていってるんですか。17年度が13%の伸びということであれば、大体この程度の伸びで、ずっと介護

保険給付は伸びているということですね。

特に摂津市の年齢構成というか人口構成を見た場合に、これまた団塊の世代が高齢化してくるということでは、またまた高齢化率が急激に進んでいくんじゃないかなということ踏まえると、非常にこの介護保険自体も財政運営が厳しくなるんじゃないかなという予測がされますし、ましてや今回、財政安定化基金から1億円を借りるとするか、使うということで試算してはありますが、これも、このお金は幾らでも使えるというわけではないでしょうし、ましてやこれも準備基金というものは残高はあるんですか、摂津の場合。それもちょっと聞くの忘れましたが、今回、積み立てもゼロになってますよね、もう。積み立てするお金がないということでしょうけども、ましてやこの準備基金、12年からずっと、この基金でやりくりしていきながら来ましたけども、今年度の予算を見ると、それを使うこともできないし、ためることもできないという状況になってきてるんじゃないかなというふうに思っております。

そういった意味では、この保険給付を抑えるということは、さっき言うた介護予防かなということにもなりますし、それもなかなか抑えられない部分もあるので、いずれ保険料ということにも手をつけざるを得ないかなということになりますけども、できるだけそこは避けていていただきたいなという思いもありますし、そういった意味でもう一度、この伸びに対してどういう考えがあるのか、お聞かせ願います。

それと、もう一度、準備金についても残高、推定で言ってますけども実際はどうなっているのかお教え願えますか。

○川口委員長 井口課長。

○井口介護保険課長 まず、給付費の伸

びでございますけれども、実績で申し上げますと対前年度比で12年度と13年度の比較でいきますと40.3%の増加、13年度と14年度につきましては11%の伸び、14年度、15年度の比較でしたら6.3%、16年度につきましては見込みでございますが、18.3%を見込んでおります。そして、17年度につきましては、先ほど申し上げましたとおり13%を見込んでおります。

給付につきましては、国保と同じくどれくらい使われるかというのは、なかなか見込みを立てづらいところでございますけれども、要介護認定者、高齢化率に伴います要介護認定者数が二けた台の伸びをずっと示しておりますので、20%を切りますが、例えば14年でしたら18.9%、15年度は14.4%、16年度では5.3%と、ちょっと最近はややかになってきましたけども、20%近い伸びを示しておりましたので、これに伴う利用量の増というふうに理解しております。

それに伴いまして、給付費が伸びまして、財政運営の方は逼迫をしております。15年度、第2期計画の初年度につきましては8,000万円ございました給付費準備基金も、この16年度末をもちまして残高ゼロという形になります。

したがって、17年度、第2期計画の3か年の最終年度につきましては、基金からはおろせませんので、財政安定化基金の借入れを検討していると。それを頼らざるを得ないという状況になっております。

財政安定化基金につきましてはの借り入れは無利子でございますけれども、府下の状況が摂津市に限らず給付費の増加に伴いまして赤字の保険者が続出しておりますので、同じように手を挙げる保険者

が出てきておると。ですから、摂津市の希望どおり貸し付けができるかどうか不安材料もございます。

あと、17年度につきましては積み立てはしないのかということですが、当然、残高はございませんし、このままでいけば積み立てどころか、どこからか財源を持ってこないといけないような形ですので、保険料を抑制した部分についての三千何がしの取り崩しも予定しておったんですけれども、その財源もないということで、こうなれば安定化基金の借り入れしか、もう道はないと。

もし、これもだめでしたら、繰上充用というような最悪の方法になってくるかなと予想しております。

いずれにしても介護保険財政は非常に先行き厳しい状況となっております。何度も申し上げておりますけれども、ただ手をこまねいているわけではなく、よりよいサービスを心がけてはおりますけれども、サービスの内容をもう一度点検していただくように高齢者自身の方にも意識改革、先ほど藤浦委員の質問もございましたけれども、サービスの内容をもう一度自己点検をしていただいて、適正な給付、それから不正な請求の防止、それから介護予防、この3点で頑張っ取り組んでいきたいなと思っております。

○川口委員長 上村委員。

○上村委員 そういう非常に厳しい財政状況になってくるということで、これは少子・高齢化社会のそういう現象が、もろに今、ここで来るのかなという気もしています。

委員長、私が言ったデータの中で過去の12年から、もうそろそろ5年が経過してデータがそろってきたのではないかなと思ってますんで、介護保険に係る利用者の数等々のデータがあれば、ぜひ委

員会に報告、資料要求をしておきたいと思しますので、その提出、よろしくお願ひします。

ということで、手をこまねいていくということだけでは、だめということだったんで、やはりさっきの話もありましたけど、やはり決められたとおりに、きちり保険料も決めてということも必要ではないかなということもしてますので、そのことはまた、きちり議論して方向性をきちり定めていかないと、またこの財政が破綻してしまうということになりかねませんので、ぜひ、そのことはまた、きちりデータにさせていただきたいということをお願いしておきます。

○川口委員長 先ほど要請のありました資料については提出できますでしょうか。

井口課長。

○井口介護保険課長 はい。

○川口委員長 よろしくお願ひいたします。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川口委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後4時39分 休憩)

(午後4時42分 再開)

○川口委員長 再開いたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川口委員長 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○川口委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第3号について、可決することに

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○川口委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第4号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○川口委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第7号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○川口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第8号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○川口委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第9号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○川口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第11号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○川口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第14号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○川口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定

しました。

議案第20号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○川口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第24号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○川口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第30号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○川口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第31号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○川口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第33号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○川口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第34号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○川口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第35号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○川口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第38号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○川口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第39号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○川口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第41号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○川口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第42号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○川口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第43号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○川口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第47号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○川口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会を閉会いたします。

(午後4時47分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生常任委員長 川口純子

民生常任委員 山下信行